令和７年度

児童虐待防止活動のまとめ



令和８年 11 月

佐倉市こども支援部こども家庭課

はじめに

近年、児童虐待をはじめ、子どもや家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、貧困、孤立、ヤングケアラー、保護者の精神的疾患など、さまざまな困難が重なり合うケースが増えています。全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は依然として高い水準で推移しており、心理的虐待を中心に深刻な状況が続いています。

こうした中、私たちは児童虐待の防止や早期発見・早期対応に取り組むとともに、すべてのこどもが権利の主体として尊重され、その最善の利益が保障される社会の実現を目指していかなければなりません。一人ひとりのこどもの声や思いに耳を傾けながら、安全で安心できる成長環境を整えていくことが求められています。

佐倉市では、令和６年４月に設置した「佐倉市こども家庭センター」を中心に、母子保健と児童福祉の一体的な支援を推進しています。支援を必要とする家庭の状況を多角的に把握し、関係機関との連携のもと、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実に取り組んでまいりました。また、要保護児童対策地域協議会をはじめとするネットワークの強化を図り、地域全体でこどもと家庭を支える体制づくりを進めています。

本冊子は、令和７年度における家庭児童相談及び児童虐待防止活動の状況をまとめたものです。本市の現状や取組についてご理解いただくとともに、関係者の皆様の日々の支援活動の一助としてご活用いただければ幸いです。

令和８年１１月　こども家庭課

― 目　次 ―

１．令和７年度こども家庭センター及び家庭児童相談援助事業の内容・・・・・・・　１
（１）こども家庭センターの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（２）家庭児童相談援助事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
２．令和７年度家庭児童相談援助事業の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（１）年間家庭児童相談援助実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（２）対応件数年度推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（３）新規家庭児童相談受付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（４）新規児童虐待相談受付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
３．児童虐待防止活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
（１）児童虐待防止ネットワークによる会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
（２）養育支援訪問事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（３）子育て世帯訪問支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（４）主催研修・講演会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（５）啓発活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
４．職員研修の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
５．令和７年度の総括と令和８年度方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

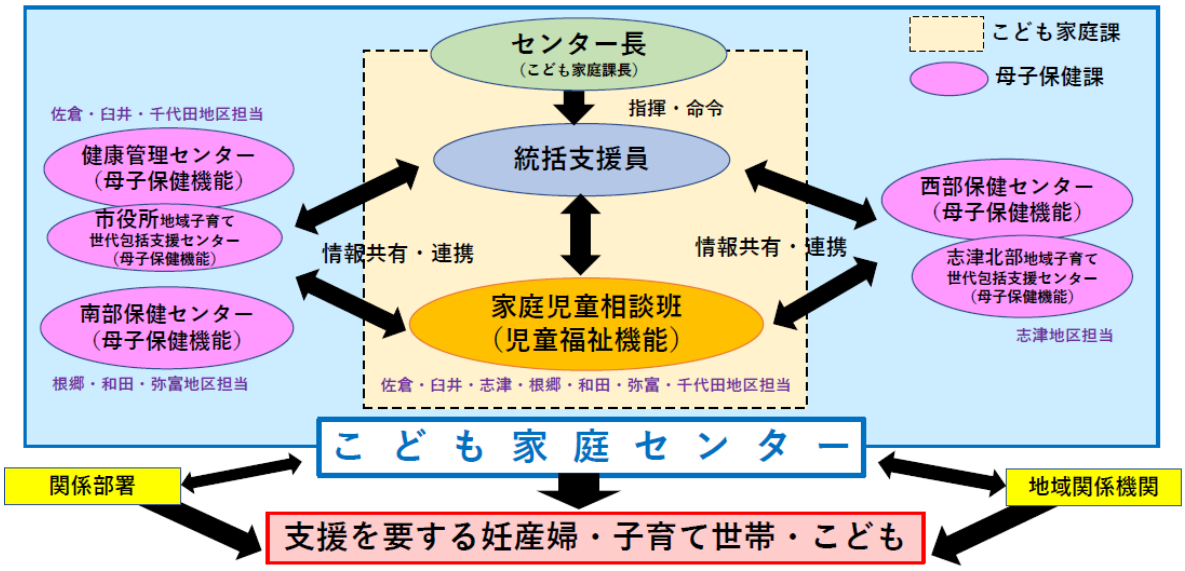
資　　料

〇佐倉市家庭児童相談室設置運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
〇佐倉市こども家庭センター設置運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
〇佐倉市養育支援訪問事業実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
〇佐倉市子育て世帯訪問支援事業実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
〇佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク要綱・・・・・・・・・・・・・２８
〇佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
〇佐倉市児童虐待対応フローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
〇ケース進捗管理の流れについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
〇定期報告提出様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
〇児童記録票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
〇緊急度アセスメントシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
〇リスクアセスメントシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
〇佐倉市こども家庭センターのごあんない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
〇子ども・子育て世帯の見守りのポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
〇法改正による児童虐待防止等の充実・強化（市該当部分）・・・・・・・・・・・・４６
〇法改正による児童虐待防止等の充実・強化（市以外部分）・・・・・・・・・・・・４８
〇学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（抜粋）・５０
〇民法等の一部を改正する法律の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
〇児童虐待防止対策における対応の主な留意点について（抜粋）　・・・・・・・・５１
〇子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の概要・・・・・・・・・・・・・・５２
〇佐倉市人口動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
〇児童虐待にかかる主な関連相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５

１．令和７年度こども家庭センター及び家庭児童相談援助事業の内容

（１）こども家庭センターの概要

児童福祉法等の一部改正に伴い、児童福祉が担っていた「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健が担っていた「子育て世代包括支援センター」が有する機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供し、虐待予防の体制強化を図るため、令和６年４月１日「こども家庭センター」を設置した。



【こども家庭センターの主な役割】

① 包括的な相談支援の提供

妊娠期から子育て期まで、妊産婦・乳幼児・子育て家庭の健康や福祉に関する相談を一体的に受け付ける。

② サポートプランの作成とマネジメント

支援が必要な家庭に対して、課題やニーズを把握し、家族とともに支援計画を作成する。関係機関と連携し支援を行う。

③ 地域資源の活用とネットワーク形成

地域の保育所、学校、医療機関、子ども食堂などと連携し、必要な支援につなげる。地域資源の発掘・育成を通じて、支援体制の強化を図る。

④ 関係機関との連携強化

学校、福祉、医療、介護など多様な機関と関係を築き、支援が必要な家庭を早期に把握・対応する。

【相談体制等】（令和７年４月１日現在）

○こども家庭センター長　　１名（こども家庭課長）
○統括支援員　　１名（こども家庭課）
○家庭児童相談担当職員　　15名（こども家庭課）
　班長（社会福祉士）１名、保健師２名、保育士３名、児童福祉司任用職員３名
　家庭児童支援員６名（社会福祉士３名、教員免許所持者２名、保育士１名）

○母子保健担当職員

地区担当保健師　　13名（母子保健課、こども家庭課兼務）

・健康管理センター　　地区担当保健師5名（佐倉・臼井・千代田地区担当）

・西部保健センター　　地区担当保健師6名（志津北部・志津南部地区担当）

・南部保健センター　　地区担当保健師2名（根郷・和田・弥富地区担当）

上記の保健センターのほか、市役所こども家庭センター、志津北部子育て世代包括支援センターに、保健師輪番制での相談窓口を置く

※どの部署に連絡が入っても、こども家庭センターとして受理し、相談内容や希望を踏まえ、両機能が連携し必要な支援体制をとる。

（2）家庭児童相談支援の概要

【対　象　者】　妊産婦、0～18歳未満の児童及びその保護者、ヤングケアラー、ＤＶ被害者、困難な問題を抱える女性

【相談援助日】　月曜日～金曜日　午前8時30分～午後5時15分

【業 務 内 容】

・すべての児童が、心身ともに健やかに育てられるように、子どもや家庭の様々な問題に対し、電話や面接、訪問等により相談に応じ、対象者に合わせた支援を実施する。(ヤングケアラー含む)

・児童虐待の未然防止及び通告や相談に応じ、ネットワークによる児童の安全確認と家庭への支援を実施する。

・地域における児童虐待防止ネットワークの構築・運営を実施する。

・ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）の相談に応じ、被害者の安全と自立支援を実施する。

・その他、家庭児童福祉に関する支援を実施する。

・困難な問題を抱える女性の相談に応じ、関係機関と連携し自立支援を実施する。

２．令和７年度家庭児童相談援助事業の実績

（統計分類は市町村児童家庭相談援助指針に基づく。端数処理（四捨五入）により合計が 100%にならない場合あり。）

（１）年間家庭児童相談援助実績

① 相談全件数（実件数）　　表 1

６年度からの継続ケース	681 件	（うち虐待ケース　458 件　69.3%）
７年度　新規ケース（４～３月）	548 件	（うち虐待ケース　366 件　66.8%）
計	1,229 件	（うち虐待ケース　824 件　67.0%）

（２）対応件数年度推移

① 年間相談対応件数　　表 2

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
年間相談対応件数	785 件	851 件	903 件	1,026 件	1,229 件
うち虐待件数	549 件	566 件	583 件	674 件	824 件

② 児童相談所との連携　　表 3

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
送致　　（児童相談所へ移管）	6 件	5 件	4 件	9 件	10 件
援助依頼（児童相談所に助言依頼）	2 件	2 件	3 件	2 件	3 件

③ 他市区町村との連携　　表 4

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
他市区町村から佐倉市に移管・情報提供	22 件	14 件	11 件	25 件	13 件
佐倉市から他市区町村に移管・情報提供	12 件	24 件	12 件	55 件	23 件

④ ヤングケアラー新規相談件数（疑い含む）　　表 5

	～12 歳	中学生相当	高校生相当	18 歳以上	計
５年度	3	4	2	0	9
６年度	5	4	5	2	16
７年度	0	5	3	2	10
計	8	13	10	4	35

（3）新規家庭児童相談受付状況

① 月別相談受付件数　　表 6

	養護相談		障がい相談	ぐ犯触法等相談	育成相談			計
	虐待相談	その他※			性格行動相談	不登校相談	育児・しつけ相談	
4 月	38	30	0	0	0	1	1	70
5 月	37	9	0	0	0	1	0	47
6 月	38	9	1	0	0	0	0	48
7 月	35	9	0	0	1	0	2	47
8 月	21	5	0	0	0	2	2	30
9 月	31	9	0	0	0	0	0	40
10 月	38	19	2	0	2	0	2	63
11 月	17	5	1	0	0	0	1	24
12 月	26	6	0	0	0	0	1	33
1 月	24	13	0	0	0	0	3	40
2 月	29	8	0	0	0	0	2	39
3 月	32	29	0	1	0	0	5	67
総計	366	151	4	1	3	4	19	548
割合	66.8%	27.6%	0.7%	0.2%	0.5%	0.7%	3.5%	100%

※養護相談のその他―養育環境的問題を有する児童に関する相談

② 年齢別受付件数　　表 7

	特定妊婦	3 歳未満	3～6 歳	7～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	計
件数	38	68	135	195	73	39	548
割合	6.9%	12.4%	24.6%	35.6%	13.3%	7.1%	100%

③ 相談経路　　表 8

経路分類	件数	割合
児童相談所	135	24.6%
こども家庭センター（児童福祉・母子保健）	129	23.5%
市町村その他	36	6.6%
保育所・認定こども園	15	2.7%
児童福祉施設	1	0.2%
保健所	1	0.2%
医療機関	9	1.6%
幼稚園・学校・教育委員会	88	16.1%
児童委員	3	0.5%
家族・親戚	101	18.4%
近隣・知人	6	1.1%
児童本人	4	0.7%
その他	20	3.6%
合計	548	100%

④処理区分　　表 9

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童相談所送致	その他	計
件数	6	418	1	3	120	548
割合	1.1%	76.3%	0.2%	0.5%	21.9%	100%

※助言指導は、概ね 2～3 回程度のかかわりで、ケースの支援が終了するもの。
※その他は、児童相談所の委嘱による調査の完了を含む。

（4）新規児童虐待相談受付状況

① 被虐待者の相談種別　　表 10

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ﾈｸﾞﾚｸﾄ（保護の怠慢・拒否）	計
件数	130	2	166	68	366
割合	35.5%	0.5%	45.4%	18.6%	100%

② 被虐待者の年齢　　表 11

	3 歳未満	3～6 歳	7～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	計
件数	69	102	129	42	24	366
割合	18.9%	27.9%	35.2%	11.5%	6.6%	100%

③ 主な虐待者　　表 12

	実父	実父以外の父	実母	祖父母	その他	計
件数	149	12	200	4	1	366
割合	40.7%	3.3%	54.6%	1.1%	0.3%	100%

④ 相談経路　　表 13

経路分類	件数	割合
児童相談所	132	36.1%
こども家庭センター（児童福祉・母子保健）	52	14.2%
市町村その他	25	6.8%
保育所・認定こども園	12	3.3%
児童福祉施設	0	0%
保健所	1	0.3%
医療機関	5	1.4%
幼稚園・学校・教育委員会	63	17.2%
児童委員	2	0.5%
家族・親戚	57	15.6%
近隣・知人	6	1.6%
児童本人	4	1.1%
その他	7	1.9%
計	366	100%

【参考】

○国・千葉県児童相談所における虐待相談対応件数の推移　　表 14

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
全国	205,044	207,659	219,170	225,509	223,691
千葉県(千葉市を含む)	11,629	11,870	11,219	11,738	12,063
千葉県(千葉市を除く)	9,863	9,593	8,747	9,329	9,411

○虐待の種類別(対応件数)　　表 15

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ﾈｸﾞﾚｸﾄ(保護の怠慢・拒否)	計
5 年度	全国	51,623 (22.9%)	2,473 (1.1%)	134,948 (59.8%)	36,465 (16.2%)	225,509 (100.0%)
	千葉県 (千葉市は除く)	2,719 (29.1%)	209 (2.2%)	4,153 (44.5%)	2,248 (24.1%)	9,329 (100.0%)
6 年度	全国	52,535 (23.5%)	2,520 (1.1%)	133,024 (59.5%)	35,612 (15.9%)	223,691 (100.0%)
	千葉県 (千葉市は除く)	2,704 (28.7%)	231 (2.5%)	4,421 (47.0%)	2,055 (21.8%)	9,411 (100.0%)

３．児童虐待防止活動

児童虐待を事前に防止するとともに、早期に発見し適切な保護等を図るため、児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会として佐倉市児童虐待防止ネットワークを設置し、児童虐待防止活動を実施している。

（1）児童虐待防止ネットワークによる会議

①　代表者会議

令和 7 年度佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議

日　時：令和 7 年 10 月 9 日（木）午後 1 時 30 分から午後 4 時

会　場：佐倉市役所　議会棟　第三委員会室

内　容：研修会「発達障害の現状と地域での支援について」

講　師：鈴木　剛　氏

（千葉県印旛保健所　地域保健課　主任上席精神保健福祉相談員）

参加者：虐待ネットワーク構成員 32 名

②　実務者会議

関係機関の相互の連携を強化し、支援体制の充実を図るため、実務者会議を実施した。実務者会議の開催にあたり、各関係機関の担当者とケース抽出会議を行い、全ケースの支援経過・支援方針の確認を行った。

ケース抽出会議	36 回
実務者会議	3 回
合計開催回数	39 回

ケース抽出会議実施機関：主任児童委員、こども保育課、社会福祉課、
社会福祉協議会、佐倉警察署、障害福祉課、
児童相談所、指導課、教育センター

③　合同ケース会議

母子保健機能と児童福祉機能がそれぞれの視点から情報共有やアセスメントを行い、両機能による支援の必要性を検討するとともに、役割分担を踏まえた支援方針について協議している。年間で 35 回実施し、新規ケースの検討数は 146 件(世帯数)、継続ケースの検討数は 437 件であった。

④　ケース検討会議（随時）

個別ケース会議では要保護児童等の個別ケースに関わる機関及び今後関わる機関が参加し、早期介入、対応、役割分担など支援内容等を協議する。 ケース情報の一元化を図るとともに、進捗状況、援助方法の変更、終結等について協議する。

緊急受理会議	548 回
内部ケース検討会	517 回
個別ケース会議	38 回
合計開催回数	1,103 回

（2）養育支援訪問事業

目　的：児童福祉法に基づき、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果及び関係機関からの連絡、通告等により把握された家庭の児童または養育者に対し、保健師、保育士等による、家庭内での育児に関する相談及び指導等並びに養育者の身体的又は精神的な問題に対する助言、指導等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。

内　容：保健師、保育士等による、家庭内での育児に関する相談及び指導等並びに養育者の身体的又は精神的な問題に対する助言、指導等

実　績：165 世帯 291 回

（3）子育て世帯訪問支援事業

目　的：児童福祉法に基づき、児童若しくは保護者又は妊婦からの相談並びに庁内における関係部署及び関係機関からの情報提供、相談等により把握された、保護者及び児童並びに妊婦に対し、訪問支援員が居宅を訪問し、家事育児支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。

内　容：家事育児支援ヘルパーの派遣：市が委託した家事又は育児に関する事業者が派遣する訪問支援員による家事、育児支援

実　績：家事育児支援ヘルパーの派遣：6 世帯 117 回

（4）主催研修・講演会

合計開催回数	参加者総数
8 回	184 人

①　事例検討研修会

目　的：困難ケースについて具体的な対策の手法等のアドバイスを受けながら、関係機関職員も含め検討する。

日　時：ⅰ　令和 7 年　7 月 30 日(水)　午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分
　　ⅱ　令和 7 年 12 月 12 日(金)　午後 1 時 30 分～午後 3 時 45 分

会　場：ⅰ　佐倉市役所　議会棟　第二委員会室
　　ⅱ　佐倉市役所　議会棟　第二委員会室

内　容：対応が困難なケースに対する、具体的な対応の手法等

参加者：ⅰ　こども家庭センター、子ども家庭支援センターSakura　計 11 名
　　ⅱ　こども家庭センター、子ども家庭支援センターSakura　計 14 名

②　こども家庭センター職員研修会

(ア) サポートプラン作成のための実践的アプローチ

目　的：サポートプランを「支援の押しつけ」ではなく、「本人の希望を尊重した支援計画」として提示するための対話的アプローチ、情報収集、目標設定、支援内容の整理といった作成プロセスを具体的に理解し、現場で活用できる力を養う。

日　時：令和 7 年 7 月 10 日（木）　午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分

会　場：健康管理センター　3 階大会議室
講　師：小稲　文　氏（国際医療福祉大学成田看護学部　助教）
参加者：こども家庭センター職員　計 20 名

（イ）オレンジプログラム - 思春期版-インストラクター養成講座復命研修-
目　的：親子関係形成支援事業実施に向けオレンジプログラムの理解を行うこと、思春期の子へのケース支援に役立てることを目的とし、プログラムの概要について演習を用いながら学ぶ。
日　時：令和 8 年 1 月 21 日（水）午後 1 時 15 分～午後 3 時 15 分
　　令和 8 年 1 月 23 日（金）午後 1 時 15 分～午後 3 時 15 分
会　場：佐倉市役所 2 号館第 2 会議室
講　師：こども家庭センター職員研修受講者
参加者：こども家庭センター職員　計 14 名

③　関係者向け相談援助研修
（ア）外国人支援の基礎と実践
目　的：外国人支援の基礎知識や異文化理解、福祉分野における支援の実践について学び、対応力の向上を図る。
日　時：令和 7 年 10 月 23 日（木）　午後 2 時～午後 3 時 30 分
会　場：佐倉市役所　議会棟第 4 委員会室
講　師：南野 奈津子　氏（東洋大学福祉社会デザイン学部　教授）
参加者：社会福祉協議会、北総教育事務所 SSW、高齢者福祉課、障害福祉課、こども家庭センター職員　計 25 名

（イ）こどもの権利
目　的：こどもを権利の主体として捉え、人権保障の視点から、こどもの権利を尊重した支援のあり方について学ぶ。
日　時：令和 7 年 11 月 6 日（木）午後 2 時～午後 4 時 30 分
会　場：佐倉市健康管理センター
講　師：弁護士　中溝　明子　氏　（千葉県弁護士会所属）
参加者：学校関係者、幼稚園・保育園関係者、子育て世帯訪問支援事業委託事業者、こども政策課、指導課、こども家庭センター　計 31 名

④　民生委員・児童委員研修会
目　的：児童虐待についての基本的な知識について学び、早期発見や地域ができる支援について考えを深める。
日　時：令和 8 年 1 月 19 日（月）午後 2 時～午後 4 時
会　場：佐倉市中央公民館
講　師：石井　宏美　氏　（子ども家庭支援センターSakura　センター長）
内　容：「児童虐待の基礎知識」
参加者：民生委員・児童委員、子育て世帯訪問支援事業委託事業者、社会福祉課、こども家庭センター 計 69 名

（５）啓発活動

① 講師派遣

目　的：関係機関が児童虐待の対応について学ぶと共に、市民に対しても
　　児童虐待防止活動について講義を行い、理解促進を図る。

講　師：こども家庭センター職員

年月日	内容	対象	参加人数
R6.4.24	児童虐待防止について	ファミリーサポートセンター提供会員、ワーカーズコープ事業団、こども保育課	10 名
R6.10.7	児童虐待防止について	ファミリーサポートセンター提供会員、ワーカーズコープ事業団	8 名
		計	18 名

② 児童虐待防止啓発活動

・ 市広報紙「こうほう佐倉」及び市ホームページにおいて、児童虐待の通告先や相談窓口を掲載し、虐待の早期発見・早期対応の周知に努めた。
・ 「こども・子育て家庭の見守り時注意ポイント（こどもの異変に気付いたら躊躇なく市町村や児童相談所へ連絡を)」を市内の保育園、幼稚園及び学校に配布し、児童虐待の早期発見に向けて教職員及び学校関係者へ理解と協力を依頼した。
・ 児童の見守りが希薄になりやすい夏季休業前に、児童虐待防止啓発チラシ「たたかれていい子どもなんて、いないんだよ」（こども家庭庁作成）を、市内の全小・中学生へ配布した。(※1)
・ 熱中症リスクが高まる時期に合わせ、「こどもの車内放置防止のうちわ」（千葉県作成）を市内保育園・幼稚園の全園児に配布した。また、市内児童センター、公民館及び図書館にも配架し、広く注意喚起を行った。
・ 児童虐待防止に関する啓発用品としてウェットティッシュ（千葉県作成）を、市内 9 か所の施設への配架及び母子保健事業等で配布した。
・ 高校生向けに「佐倉市こども家庭センター案内」チラシを作成し、市内高等学校へ配架した。
・ オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの一環として、児童虐待防止推進月間に標語及びポスターを市ホームページへ掲載するとともに、LINE 及び Instagram で情報発信を行った。
・ 里親制度の周知を目的として、「里親制度フォーラム」の案内を「こうほう佐倉」に掲載した。また、佐倉図書館にポスターを掲示し、啓発品配架コーナーを活用して周知を図った。(※2)



（※1）

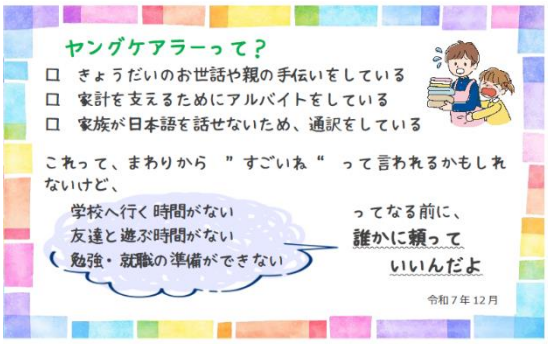


（※2）

③　ヤングケアラーに関する啓発活動

- 啓発カードを千葉薬品（ヤックスドラッグ）及び市内５つの高校に配架した。（※3）
- ヤングケアラー普及啓発に関するポスター及びチラシを市内小中学校・医療機関、歯科医院、薬局等に広く掲示・配架した。
- ヤングケアラー総合相談窓口「アトリエ」に関するポスター及びチラシを、市内図書館（4 施設）及び適応指導教室ルームさくら（3 か所）に配架した。
- 若者への啓発として、チラシ「ヤングケアラーを知っていますか？」を成人式参加者へ配布した。
- 市ホームページにおいて、ヤングケアラーに関する情報及び相談窓口を掲載した。
- 若者世代へのヤングケアラーの効果的な啓発方法を検討する一環として、【こども 若者いけんぷらすさくら】を通して、高校生・若者世代の意見を確認した。





(※3)

④ 困難な問題を抱える女性（DV 含む）に関する啓発活動

- 様々な悩みを抱える女性への支援及び DV 被害者支援対策の一環として、DV 相談カード（千葉県作成）を市内保健センター、公民館及び図書館に配架した。
- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11 月 12 日～11 月 25 日）に合わせ、市ホームページ及びLINEにおいて「そのとき、私たちにもできることがある。」のポスターを掲載した。
- 若者への啓発として、チラシ「これって愛なのかな…デート DV？」を成人式参加者へ配布した。
- 市ホームページにおいて、DV 相談をはじめとする各種相談窓口を掲載した。

４．職員研修の状況

職員の資質向上を図るため、研修会へ積極的に参加し、知識・技術を深めた。

令和７年度　児童虐待防止にかかる研修会等職員参加状況

	年 月 日	研 修 内 容	会　場
1	R7.4.22,4.24	令和７年度女性支援・児童虐待相談新任研修（Ⅰ部）	ZOOM（オンライン）
2	R7.4.28	庁内福祉関係職員研修『面接の基本』	ZOOM（オンライン）
3	R7.5.15	令和７年度市町村女性支援・DV 対策担当課長会議	ZOOM（オンライン）
4	R7.5.19	令和７年度管内市町児童相談対応課（室）長協議会	千葉県中央児童相談所
5	R7.6.10	令和７年度女性支援・児童虐待相談新任職員研修（Ⅱ部）	ZOOM（オンライン）
6	R7.6.10，6.17 ,6.23 6.25，6.27，7.2	令和７年度児童福祉司資格認定指定講習会・児童福祉司任用前講習会	千葉県社会福祉センター
7	R7.6.13	DV 職務担当者自立支援スキルアップ研修	ZOOM（オンライン）
8	R7.6.16，6.20	令和７年度女性支援・児童虐待相談新任職員研修（Ⅲ部）	千葉県庁
9	R7.6.24	こども家庭審議会児童虐待防止対策部会（第６回）	YouTube
10	R7.8.4	令和７年度管内市町児童相談対応課（室）実務者協議会	千葉県中央児童相談所
11	R7.8.4，　9.1，　9.22， 9.25，　10.2， 10.10，　10.15， 10.20，10.28	令和７年度要保護児童対策調整機関調整担当者研修	千葉県社会福祉センター等
12	R7.8.20	印旛地域 DV 相談等担当者連絡会議	印旛合同庁舎
13	R7.8.28	佐倉市障害者総合支援協議会精神部会研修会	社会福祉センター
14	R7.8.29	令和７年度女性支援・児童虐待相談新任職員研修（Ⅳ部）	千葉県社会福祉センター
15	R7.9.3，9.4	オレンジプログラムインストラクター養成講座（思春期版）	子ども家庭支援センター Sakura
16	R7.9.5	令和７年度千葉県家庭（児童）相談員研修	千葉県社会福祉センター
17	R7.9.8	令和７年度精神保健福祉研修（思春期）	千葉県 精神保健福祉センター
18	R7.9.8	令和７年度精神保健福祉研修（ゲーム依存）	千葉県 精神保健福祉センター
19	R7.9.11	令和７年度児童福祉司・児童相談員研修	千葉県社会福祉センター
20	R7.10.1	千葉県こども家庭センター職員研修	ZOOM（オンライン）
21	R7.10.2	令和７年度ヤングケアラー支援事業自治体説明会	ZOOM（オンライン）
22	R7.10.29～12.26	令和７年度母子保健指導者養成研修	オンデマンド
23	R7.10.30	令和７年度 DV 被害者等支援連絡会議	成田市勤労会館
24	R7.10.31	令和７年度印旛保健所管内看護管理者研修会	印旛合同庁舎
25	R7.11.5	こどもシェルター『はるつげ荘』説明会	ZOOM（オンライン）
26	R7.11.6	令和７年度千葉県統括支援員等実務研修	千葉県社会福祉センター
27	R7.11.25	令和７年度千葉県ヤングケアラー支援ネットワーク構築のための情報交換会	船橋勤労市民センター

28	R7.11.27	日本自殺対策総合学会　2025 年秋季講演会	ZOOM（オンライン）
29	R7.12.23	令和 7 年度　思春期講演会	千葉市民会館
30	R7.12.23	改正自殺対策基本法に基づく協議会設置に向けた自治体担当者会議	ZOOM（オンライン）
31	R8.2.5	第 12 回中央児童相談所署管内市町児童虐待対策担当部署連絡会	ふれあいプラザさかえ
32	R8.2.19	令和 7 年度児童虐待防止対策担当管理職研修	ZOOM（オンライン）
33	R8.3.3	令和 7 年度千葉県統括支援員等実務研修（Ⅱ部）	千葉県社会福祉センター
34	R8.3.6	令和 7 年度佐倉市障害者虐待防止研修	志津コミュニティセンター
35	R8.3.12	2025 年度テーマ別研修「今、死亡事例から学ぶ-これまでの課題を超えて」	ZOOM（オンライン）
36	R8.3.16	令和 7 年度家庭相談員研修	ZOOM（オンライン）

５．令和７年度の総括と令和８年度方針

① 切れ目のない支援の体制整備

令和６年度に設置した「こども家庭センター」において、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するため、母子保健機能と児童福祉機能が一体となった支援体制の構築を進めた。具体的には、定期的な合同ケース会議や研修会を実施するとともに、日常的なケース支援や支援計画の作成・評価を通じて連携強化を図った。また、両機能間で支援経過等の情報を迅速かつ円滑に共有できるよう、システム改修を実施した。

▶令和８年度方針

妊娠期から子育て期まで切れ目のない一体的な支援を提供できる体制のさらなる強化と、支援の質の向上に向けた取組を継続する。引き続き、合同ケース会議や研修を実施するとともに、情報共有の仕組みの改善を進め、母子保健機能と児童福祉機能の相互理解を深めながら、より効果的な支援体制の構築を図る。

② 虐待防止ネットワークの機能強化

「佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク要綱」に基づき、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待及びDVに関する各ネットワークの構成機関と継続的に連携し、情報共有や支援体制の充実に努めた。。また、実務者会議では、グループディスカッションを取り入れ、参加機関相互の役割の理解を深めた。複合的な課題を抱える世帯への対応において、関係機関がそれぞれの専門性を活かしながら連携して支援を行った。

▶令和８年度方針

虐待や養育困難の背景要因が複雑化・多様化する中、ヤングケアラーや困難な問題を抱える女性への支援など、新たな課題への対応が求められている。引き続き、関係機関との連携を強化し、既存のネットワークを効果的に活用しながら、支援対象者の状況に応じた柔軟かつ適切な支援体制の構築に努める。

③ 相談支援体制の充実・ケース管理

職員の相談支援技術の向上を目的とした研修や会議を実施するとともに、外部研修に参加し研修内容の共有を図った。また、全ての支援ケースについて支援計画を作成し、定期的な評価を行った。さらに、サポートプラン作成数の増加に向け、事務手続きの見直しやシステム化を実施し、活用の促進を図った。

▶令和８年度方針

引き続き、職員の相談支援技術の向上を目的とした研修や会議を実施する。また、支援に活用しやすいサポートプランとなるよう書式の見直しを行うとともに、サポートプランに対する職員の理解を深め、より効果的な活用を推進する。さらに、支援手順の検証と改善を進め、支援の標準化と質の向上を図る。

④ 家庭支援事業の充実

子育て世帯訪問支援事業では、養育困難な家庭や特定妊婦・産婦家庭等に対し、家事・育児支援ヘルパーの派遣を実施し、養育環境の改善及び保護者の負担軽減を図った。また、こども保育課が実施する子育て短期支援事業について、支援ケースの活用に向けた連携を行うとともに、対象年齢拡大に向けた地域資源の情報収集を共同で実施した。さらに、親子関係形成支援事業の実施に向け、情報収集や事業内容の検討を行うとともに、外部研修へ参加し、研修内容を職員間で共有することで事業実施に向けた準備を進めた。

▶令和８年度方針

子育て世帯訪問支援事業については、引き続き養育困難家庭等への支援を実施し、養育環境の改善と保護者の負担軽減を図る。子育て短期支援事業については、こども保育課と連携しながら支援ニーズの把握に努め、必要な家庭への活用を推進する。また、親子関係形成支援事業を新規事業として実施し、保護者が適切な子どもとの関わり方を学ぶ機会を提供することで、児童虐待の未然防止を図る。

⑤ 児童虐待未然防止策への取り組み

児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、こどもや家庭の見守りのポイントを市内の保育園、幼稚園及び学校へ周知し、理解と協力を依頼するとともに、日々連携して支援を行った。また、こどもや保護者が自ら SOS を発信し早期に相談できるよう、市内の全小・中学生へ児童虐待防止啓発チラシの配布、保護者へ児童虐待防止に関する啓発用品の配布を行った。さらに、高校生に向けこども家庭センター案内チラシを作成し、市内高等学校へ配架した。

▶令和８年度方針

児童虐待相談件数は依然として増加傾向にあることから、関係機関との連携による支援や家庭支援事業の活用を進め、虐待の未然防止及び早期発見に取り組む。また、こどもや保護者が相談先を把握し SOS を発信できるよう周知啓発を継続する。

⑥ ヤングケアラーの早期発見・早期対応

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」を踏まえ、ヤングケアラーに関する理解促進と早期発見・早期対応に向けた取組を実施した。周知啓発として、当事者向けの啓発カードを作成するとともに、啓発カードやチラシを市内高等学校、医療機関、歯科医院、薬局への配布に加え、成人式参加者への周知を行った。また、ヤングケアラーの実態把握調査の実施に向け、関係機関と協議・調整を行い、令和８年度の調査開始に向けた準備を進めた。

▶令和８年度方針

ヤングケアラーに関する周知啓発を継続し、本人や支援者が早期に相談につながる環境づくりを進める。また、市内小・中学校を対象とする実態把握調査をモデル実施し、その調査結果を踏まえて、令和９年度以降の調査体制の検討と更なる支援体制の構築を目指す。

佐倉市家庭児童相談室設置運営要綱

（設置）
第１条　家庭における適正な児童の養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童福祉に関する相談指導業務を行う家庭児童相談室（以下「相談室」という。）を置く。
（業務）
第２条　相談室は、次の業務を行うものとする。
（１）家庭における児童の養育についての相談に関すること。
（２）児童虐待防止に関すること。
（３）家庭児童の訪問指導に関すること。
（４）その他家庭児童の福祉に関すること。
（設備）
第３条　相談室は、相談指導業務を円滑に行うために必要な設備を設けるものとする。
（職員）
第４条　相談室には、次の職員を置くものとする。
（１）社会福祉主事　家庭児童福祉に関する技術を必要とする業務を行う者
（２）家庭児童支援員　家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務を行う者
２　家庭児童相談室設置運営要綱（昭和３９年４月２２日発児第９２号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通達）第６の２に規定する家庭相談員は、家庭児童支援員をもって充てる。
（職員の資格）
第５条　家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事は、次の各号のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。
（１）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１３条第３項各号のいずれかに該当する者
（２）児童福祉事業に２年以上従事した経験を有する者
２　家庭児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。
（１）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学又は旧大学令（大正７年勅令第３８８号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
（２）医師
（３）社会福祉士
（４）精神保健福祉士
（５）保健師
（６）助産師
(7) 看護師
（８）保育士又は幼稚園教諭
（９）社会福祉主事として、２年以上児童福祉事業に従事した者
（１０）前各号に準ずる者であって、必要な学識経験を有する者

（運営）
第６条　相談室の効率的な運営を図るため、地域の家庭児童福祉の実態に対応する運営計画の策定等に十分配意するものとする。
２　相談室の運営に当たっては、児童相談所、保健所、学校、警察、児童委員等との連絡協調を緊密にするものとする。
３　相談室は、地域住民に十分に活用されるように、その設置場所、業務内容等に関する広報活動を積極的に行うとともに、家庭児童相談が円滑に行われるように地域住民との通報体制の確立を図るものとする。
（補則）
第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、昭和５７年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和５８年８月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則(平成２０年３月３日決裁１９佐行第６８２号)

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月１日決裁２９佐児第８４９号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和２年３月３１日決裁佐児第１０７６号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

佐倉市こども家庭センター設置運営要綱

（設置）

第１条　この要綱は、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもに対し、母子保健及び児童福祉が一体となった相談支援を行うため、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第１０条の２第１項の規定に基づき、佐倉市こども家庭センター（以下「センター」という。）を置く。

（業務）

第２条　センターは、法第１０条の２第２項各号及び母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第２２条第１項各号に定めるもののほか次の業務を行うものとする。

（１）法第２１条の１８第１項の規定による家庭支援事業の利用の勧奨

（２）その他の必要な支援

（利用勧奨）

第３条　前条第１号に定める業務は、こども家庭センターガイドライン（令和６年３月３０日付こ成母第１４２号・こ支虐第１４７号、こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局庁通知通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき実施するものとし、対象者に対し、口頭又は家庭支援事業の利用について（ 別記様式）により通知する。

（設備）

第４条　センターは、第２条に定める業務を円滑に行うために必要な設備、器具等を設けるものとする。

（センター長）

第５条　支センター長は、ガイドラインに基づき配置し、こども家庭課長をもって充てるものとする。

２　センター長の職務は、ガイドラインに定めるとおりとする。

（統括支援員）

第６条　統括支援員は、ガイドラインに基づき配置するものとする。

２　統括支援員の職務、要件等は、ガイドラインに定めるとおりとする。

（職員）

第７条　センターの職員は、ガイドラインに基づき 配置するものとする。

２　センターの職員の職務、資格等は、ガイドラインに定めるとおりとする。

（運営）

第８条　センターは、法第２５条の２第５項に規定する要保護児童対策調整機関及び佐倉市家庭児童相談室設置運営要綱（平成３０年３月１日決裁２９佐児第８４９号）に基づく佐倉市家庭児童相談室を兼ねるものとする。

２　センターは、効率的な運営を図るため、佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱（令和５年９月２０日決裁佐こ家第２９４号）に基づく佐倉市児童虐待防止ネットワークを構成する関係機関等との緊密な連絡調整を行うものとする。

３　センターの運営に当たっては、ガイドラインに基づき、母子保健機能及び児童福祉機能において情報を共有し、妊産婦及び子どもの発達段階や家庭の状況等に応じた一体的かつ継続的な支援を行うものとする。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則（令和３年３月３０日決裁佐児第９４７号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月３０日決裁佐こ家第１１２０号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

佐倉市養育支援訪問事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第５項に規定する養育支援訪問事業（以下「事業」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　事業の対象者は、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果及び関係機関からの連絡、通告等により把握された次に掲げる家庭（里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を行う家庭を含む。）の児童又は養育者とする。

（１）妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭

（２）若年の妊婦、妊婦健康診査を受診しない妊婦、望まない妊娠をした妊婦等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭

（３）出産後おおむね１年程度の養育者であって、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題により子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭

（４）食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、虐待又はそのおそれがあり、特に支援が必要と認められる家庭

（５）前回の乳幼児健康診査等を受けてから一定期間が経った児童、３歳から５歳までの児童で保育所、幼稚園等に通っていない児童等のいる支援を必要とする家庭

（６）児童養護施設等を退所し、又は里親委託が終了することにより児童が家庭に復帰すること等に伴い、自立に向けた支援が必要な家庭

(7) その他市長が特に必要と認める家庭

（中核機関）

第３条　事業の中核となる機関（以下「中核機関」という。）は、法第２５条の２第４項による要保護児童対策地域協議会（佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱（令和５年９月２０日決裁佐こ家第２９４号）に基づき設置する佐倉市児童虐待防止ネットワークをいう。）の要保護児童対策調整機関である佐倉市こども家庭センターとする。

２　中核機関は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）対象者のアセスメント

（２）サポートプランの作成並びに支援の目標及び内容の選定

（３）支援の進行管理

（４）関係機関との連絡調整

（５）個別ケース検討会議の開催

（６）専門的相談支援の実施

(7) その他支援のために必要な事項

（支援内容）

第４条　事業における支援の内容は、次のとおりとする。

（１）妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠、出産又は育児を行うことを目的とする相談その他の支援

（２）出産後おおむね１年を経過した養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談その他の支援

（３）虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭その他不適切な養育状態にある家庭に対する養育環境の維持若しくは改善又は児童の発達保障等を目的とする相談その他の支援

（４）児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談その他の支援

（支援を行う者）

第５条　支援を行う者は、児童福祉司、保健師、助産師、看護師、保育士その他これらに準ずる資格を有する者並びに家庭児童相談員及び家庭児童支援員とする。

（利用の措置）

第６条　こども支援部長は、法第２１条の１８第１項の規定による家庭支援事業の利用の勧奨を受けたにもかかわらず、疾病その他やむを得ない事由により家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認められる者（以下「措置対象者」という。）に対して、同条第２項の規定による家庭支援事業による支援を提供（以下「措置」という。）をすることができる。

２　こども支援部長は、前項の措置が必要と判断したときは、対面により佐倉市養育支援訪問事業措置決定通知書（別記様式第１号）を用いて措置対象者に通知するものとする。

３　こども支援部長は、措置を解除するときは、佐倉市養育支援訪問事業措置解除通知書（別記様式第２号）により措置対象者に通知するものとする。

（守秘義務）

第７条　支援を行う者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

（補則）

第８条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則（平成２２年３月２９日決裁２１佐児第９０４号）

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年６月１日決裁２４佐児第１０８号）

この要綱は、平成２４年７月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月５日決裁２６佐児第１１０３号）

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月３０日決裁佐児第１０３１号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２０日決裁佐こ家第１１17号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和８年３月３１日決裁佐こ家第１０３８号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

佐倉市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第１９項に規定する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　事業の対象者は、児童若しくは保護者又は妊婦からの相談並びに庁内における関係部署及び関係機関からの情報提供、相談等により把握された、市内に現に居住する次に掲げる保護者（里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者を含む。）及び児童並びに妊婦（以下「保護者等」という。）とする。

（１）保護者に監護されることが不適当であると認められる児童の保護者又はそれに該当するおそれのある保護者

（２）児童又は保護者の疾病等の問題によって、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者又はそれに該当するおそれのある保護者

（３）若年の妊婦等又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦若しくはそれに該当するおそれのある妊婦

（４）児童養護施設等を退所し、又は里親への委託が終了することにより児童が家庭に復帰すること等に伴い、自立に向けた支援が必要な保護者

（５）その他市長が特に必要と認める保護者等

（中核機関）

第３条　事業の中核となる機関（以下「中核機関」という。）は、法第２５条の２第４項による要保護児童対策地域協議会（佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱（令和５年９月２０日決裁佐こ家第２９４号）に基づき設置する佐倉市児童虐待防止ネットワークをいう。）の要保護児童対策調整機関である佐倉市こども家庭センターとする。

２　中核機関は、事業の実施に必要な次に掲げる事項を所掌する。

（１）対象者のアセスメント

（２）サポートプランの作成並びに支援の目標及び内容の選定

（３）支援の進行管理

（４）関係機関との連絡調整

（５）個別ケース検討会議の開催

（６）その他支援のために必要な事項

（支援内容）

第４条　事業における支援の内容は、市長が委託した家事又は育児に関する事業者（以下「受注者」という。）が派遣する者（以下「訪問支援員」という。）による別表第１に定めるものとする。

２　前項の支援のうち別表第１の３の項に定める支援は、当該支援のみを実施しないものとする。

３　第１項の支援は、保護者及び児童のいずれもが不在又は妊婦が不在の場合において実施することができないものとする。

４　第１項の支援は、保護者又は児童のいずれかが体調不良又は妊婦が体調不良の状態であっても、受注者と協議した上、感染症に起因するものでないと判断できるときは実施することができる。

（訪問支援員）

第５条　訪問支援員は、次の各号のいずれにも該当し、事業を適切に実施できる者とする。

（１）別表第２に定める研修内容を修了した者

（２）次に掲げる事由のいずれにも該当しない者

ア　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ　法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成１１年法律第５２号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号）第３５条の５各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条に規定する児童虐待又は法第３３条の１０に規定する被措置児童等虐待を行った者

（支援の期間）

第６条　支援の期間は、６か月以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

（訪問時間）

第７条　訪問支援員の派遣に係る時間帯は、０時から２４時までとする。

（申請の方法）

第８条　第４条第１項の支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐倉市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（別記様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、本市が公簿等により確認することができるものについては、その添付を省略することができる。

（１）申請者又は当該者と同一の世帯に属する者の市町村民税額を証する書類(生活保護の世帯(生活保護法(昭和２５年法律第１４４号)に基づく保護を受けている世帯をいう。以下同じ。)にあっては，福祉事務所長の発行する証明書)

（２）その他市長が必要と認める書類

（支援計画の作成等）

第９条　市長は、前条の申請があったときは、中核機関を通じて養育状況等を調査し、支援計画を策定する。この場合において、市長は、必要があるときは、申請者に関係する機関の意見を確認するものとする。

２　市長は、前項の規定により策定した支援計画が家庭状況等の変化により変更する必要があると認めるときは、申請者及びその関係する機関の意見を考慮し、当該支援計画を変更するものとする。

（利用の決定）

第１０条　市長は、前条の支援計画に基づき、支援の必要があると判断したときは、第４条の支援を決定（以下「支援決定」という。）する。

２　市長は、支援決定について、佐倉市子育て世帯訪問支援事業利用決定（変更）通知書（別記様式第２号）により通知し、支援の必要がないと判断した申請者については、佐倉市子育て世帯訪問支援事業利用却下通知書（別記様式第３号）によりその旨を通知するものとする。

３　市長は、前条第２項により支援計画を変更するときは、佐倉市子育て世帯訪問支援事業利用決定（変更）通知書により通知するものとする。

（利用の取消し）

第１１条　市長は、事業を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、支援決定を取り消すものとする。

（１）第２条に規定する対象者としての要件に該当しなくなったとき。

（２）利用者から佐倉市子育て世帯訪問支援事業利用辞退届（別記様式第４号）の申出があったとき。

（３）事業を実施しても効果が認められないと判断されるとき。

（４）その他市長が不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により支援決定を取り消したときは、佐倉市子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書（別記様式第５号）により当該利用者に通知するものとする。

（利用の措置）

第１２条　こども支援部長は、法第２１条の１８第１項の規定による家庭支援事業の利用の勧奨を受けたにもかかわらず、疾病その他やむを得ない事由により当該勧奨に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認められる者（以下「措置対象者」という。）に対して、法第２１条の１８第２項の規定による家庭支援事業による支援の提供（以下「措置」という。）をすることができる。

２　こども支援部長は、前項の措置が必要と判断したときは、第９条第１項に規定する支援計画を策定した上、対面により佐倉市子育て世帯訪問支援事業措置決定通知書（別記様式第６号）を用いて措置対象者に通知するものとする。

３　こども支援部長は、第１項の規定により措置する場合において、措置対象者の同意を得た場合は、措置が決定したことについて、佐倉市子育て世帯訪問支援事業措置決定通知書により受注者に通知するものとする。

４　こども支援部長は、措置を解除するときは、佐倉市子育て世帯訪問支援事業措置解除通知書（別記様式第７号）により措置対象者及び受注者に通知するものとする。

（利用負担額）

第１３条　事業に関する利用負担額は、無料とする。

（事業の確認）

第１４条　利用者は、訪問支援員が持参した佐倉市子育て世帯訪問事業実施確認書兼活動報告書（別記様式第８号。以下「確認書兼報告書」という。）に押印又は署名をし、訪問支援員に手渡すものとする。

２　利用者は、支援の利用を取り消した場合は、次の支援を利用する際に当該支援の利用を取り消したことについて確認書兼報告書に押印又は署名をすることとする。ただし、最後に利用する支援を取り消した場合は、この限りでない。

（受注者の報告）

第１５条　受注者は、毎月市長に実績を報告しなければならない。

２　受注者は、市長又は中核機関から職務上知り得た支援を利用する保護者等の状況、養育環境等について報告を求められたときは、随時報告しなければならない。

（守秘義務）

第１６条　受注者及び訪問支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

（補則）

第17条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則（令和６年３月３０日決裁佐こ家第１１１８号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１１月１３日決裁佐こ家第６７８号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第１（第４条関係）

訪問支援員による支援内容

	区分	援助の内容
1	家事に関するもの （家事支援）	ア　食事の準備及び片付け イ　衣類の洗濯及び補修 ウ　居室の掃除及び整理整頓 エ　生活必需品等の買い物 オ　その他必要な家事援助
2	育児に関するもの （育児支援）	ア　授乳 イ　おむつ交換 ウ　沐浴介助 エ　適切な育児環境の整備 オ　児童福祉施設等への送迎 カ　児童の見守り キ　その他必要な育児援助
3	相談助言に関するもの （相談支援）	ア　子育ての不安及び悩みの傾聴 イ　子育て支援情報の紹介 ※保健師等の専門職対応の必要な相談助言を除く。

別表第２（第５条関係）

訪問支援員が受講すべき研修内容

1	子育て世帯訪問支援事業の理念、意義及び目的について
2	支援対象者像の理解について
3	傾聴とコミュニケーションについて
4	地域の子育て支援の情報について
5	守秘義務と個人情報の管理について
6	市町村への報告を要する場面について
7	訪問支援の実際について
8	救急救命講習及び事故防止について

※令和５年度以前に市町村からの委託により養育支援訪問事業の訪問支援員をしていた者は、上記研修内容を修了したものとみなす。

佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、家庭内及び社会福祉施設等の生活場面（以下「家庭等」という。）における虐待、暴力等の防止及び発生時の対応を担う諸制度がより適切に機能することができるよう、相互の連携を強化するため、佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワークに関し必要な事項を定めるものとする。

（ネットワークの連携）

第２条　佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワークは、次のネットワーク（以下「各ネットワーク」という。）をもって構成する。

（１）佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱（平成３０年３月５日決裁２９佐児第８５０号）に基づく佐倉市児童虐待防止ネットワーク

（２）佐倉市高齢者虐待防止ネットワーク会議要綱（平成２７年２月１２日決裁２６佐高第１３１４号）に基づく佐倉市高齢者虐待防止ネットワーク

（３）佐倉市障害者虐待防止ネットワーク会議要綱（平成２４年７月２４日決裁２４佐障第３１４号）に基づく佐倉市障害者虐待防止ネットワーク

２　各ネットワークは、個別の事例への対応に際し必要と認めるときは、他のネットワークに属する関係機関の協力を得ることができる。

３　前項の規定は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号。以下「ＤＶ法」という。）に規定する被害者の保護及び自立支援について準用する。ただし、被害者が各ネットワークの所掌する対象に含まれないときは、各ネットワークが協力して対応するものとする。

（佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議）

第３条　この要綱の実効を確保するため、「佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議」（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

２　ネットワーク会議は、次の事項を所掌する。

（１）家庭等における虐待、暴力等の被害者に対する被害防止に係る情報の収集及び意見の交換に関すること。

（２）児童虐待防止に関する法律（平成１２年法律第８２号）に規定する児童虐待を行った保護者、ＤＶ法に規定する配偶者への暴力を行った者及び家庭等において弱者への虐待、暴力その他これらに類似した行為を行った者の更生のための情報の収集及び意見の交換に関すること。

（３）啓発活動に対する意見の交換に関すること。

（４）佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワークを構成するネットワークに属する者の資質の向上のための研修等に関すること。

３　ネットワーク会議は、別表に定める家庭等における虐待及び暴力対策に係る機関、団体及び個人をもって構成し、市長が会長となる。

４　会長に事故があるときは、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる順位により、その職務を代理する。

（１）第２条第１項第１号に定める佐倉市児童虐待防止ネットワーク（第７項において同じ。）に係る事務を所管する部長の職にある者

（２）第２条第１項第２号に定める佐倉市高齢者虐待防止ネットワークに係る事務を所管する部長の職にある者

５　ネットワーク会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

６　会長は、会議において必要と認めるときは、専門的事項について識見を有する者、関係者又は関係職員に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

７　会議の庶務は、各ネットワークの所管課が共同で処理し、佐倉市児童虐待防止ネットワークを所管する課が総括する。

（補則）

第４条　この要綱に定めるもののほか、佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則（平成２４年７月２４日２４佐児第３５３号）

（施行期日）

１　この要綱は、平成２４年７月２４日から施行する。

（佐倉市家庭内等における暴力対策ネットワーク会議設置要綱の廃止）

２　佐倉市家庭内等における暴力対策ネットワーク会議設置要綱（平成１５年５月１日決裁１５佐人第９号）は、廃止する。

附　則（平成２５年１２月１８日決裁２５佐児第７８９号）

この要綱は、平成２６年１月３日から施行する

附　則（平成２７年３月６日決裁２６佐児第１１０２号）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する

附　則（平成３０年３月２８日決裁２９佐児第９２８号）

この要綱は、決裁の日から施行する

附　則（令和３年３月２２日決裁佐行第９３１号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年９月２０日決裁佐こ家第２９５号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和８年６月１５日決裁佐こ家第２７９号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第３条関係）

ネットワーク会議構成員	
機関又は団体	佐倉市民生委員・児童委員協議会 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会 公益社団法人印旛市郡医師会（佐倉地区） 公益社団法人印旛郡市歯科医師会（佐倉地区） 印旛地区保護司会（佐倉地区） 佐倉市校長会 佐倉市私立幼稚園協会 いんば中核地域生活支援センター 佐倉市内地域包括支援センター さくらケアマネ協議会 佐倉市障害者総合支援協議会（権利擁護部会） 佐倉市八街市酒々井町消防組合 その他ネットワーク会議が必要と認める機関又は団体
国又は県	千葉地方法務局佐倉支局 千葉県印旛健康福祉センター 千葉県女性サポートセンター 千葉県印旛児童相談所 千葉県教育委員会 佐倉警察署 その他ネットワーク会議が必要と認める機関
佐倉市	市長 教育長 こども支援部長 健康推進部長 福祉部長 市民部長 その他ネットワーク会議が必要と認める者

佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱

（設置）

第１条　要保護児童（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第８項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）に係る虐待を早期に発見し、その適切な保護又は要支援児童（同条第５項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、法第２５条の２第１項に規定する要保護児童対策地域協議会として佐倉市児童虐待防止ネットワーク（以下「防止ネットワーク」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　防止ネットワークの所掌事務は、次のとおりとする。

（１）次に掲げる者（以下「要保護児童等」という。）の実態把握、早期発見及び保護又は支援に関すること。

ア　要保護児童

イ　要支援児童

ウ　ア又はイの保護者

エ　特定妊婦

（２）要保護児童等に関する情報の交換並びに関係機関等（法第２５条の２第１項に規定する関係機関等をいう。以下同じ。）の連携及び協力の推進についての協議に関すること。

（３）要保護児童等に対する支援策を推進するための広報、啓発及び研修の実施に関すること。

（４）養育支援訪問事業（法第６条の３第５項に規定する養育支援訪問事業をいう。以下同じ。）に関すること。

（５）その他前条の設置の目的を達成するために必要な活動に関すること。

（組織）

第３条　防止ネットワークは、別表に掲げる機関等（以下「構成機関等」という。）をもって構成する。

（会議）

第４条　防止ネットワークは、次に掲げる会議を開催する。

（１）代表者会議

（２）実務者会議

（３）ケース検討会議

２　前項の会議は、非公開とする。

（代表者会議）

第５条　代表者会議は、防止ネットワークの適切かつ円滑な運営を図るための総括的な事項について協議する。

２　代表者会議は、佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議の会議に併せて開催する。

（実務者会議）

第６条　実務者会議は、要保護児童等に対する適切な保護又は支援のための連絡調整、

調査、検討、事例研究等について協議する。
２　実務者会議は、定例的に開催するものとし、第８条第１項に規定する要保護児童対策調整機関（同項を除き、以下「調整機関」をいう。）の長が招集する。
３　実務者会議は、関係機関等に所属する実務者が出席し、調整機関の長が会議の議長となる。
（ケース検討会議）
第７条　ケース検討会議は、要保護児童等に関する早期介入、対応、役割分担等の個別支援内容について検討する。
２　ケース検討会議は、調整機関の長が招集する。
３　ケース検討会議は、構成機関等のうち、当該事例に関わっている機関及び今後関わる機関の担当者が出席し、調整機関の長が指名した者が会議の議長となる。
（要保護児童対策調整機関）
第８条　市長は、法第２５条の２第４項の規定により、要保護児童対策調整機関として佐倉市こども支援部こども家庭課を指定する。
２　調整機関の業務は、次のとおりとする。
（１）防止ネットワークの事務の総括に関すること。
（２）要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関との連絡調整に関すること。
３　調整機関は、養育支援訪問事業において、国の示すガイドラインに規定する「中核機関」を兼ねるものとする。
４　調整機関には、その業務を適切に行うため、法第２５条の２第６項に規定する厚生労働省令で定めるものを置くものとする。
（個人情報の取扱い）
第９条　防止ネットワークは、法第２５条の３の規定により、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める場合において、個人情報の保護に配慮しなければならない。
２　防止ネットワークの会議において知り得た個人情報は、法第２５条の５の規定により正当な理由なく他に漏らしてはならない。
３　調整機関は、第４条第１項に掲げる会議の構成員について名簿を作成し、これを管理するものとする。
（補則）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、防止ネットワークの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成１９年１月１日から施行する。
（佐倉市児童虐待防止検討会議設置要綱の廃止）
２　佐倉市児童虐待防止検討会議設置要綱（平成１６年佐子第５２８号）は、廃止する。
附　則（平成２０年３月３日決裁１９佐行第６８２号）
この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
附　則（平成２１年３月１６日決裁佐児第６５９号）

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則(平成２４年７月２４日決裁佐児第３８３号)

この要綱は、平成２４年７月２４日から施行する。

附　則(平成３０年３月５日決裁２９佐児第８５０号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則(令和３年３月２２日決裁佐行第９３１号)

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則(令和５年９月２０日決裁佐こ家第２９４号)

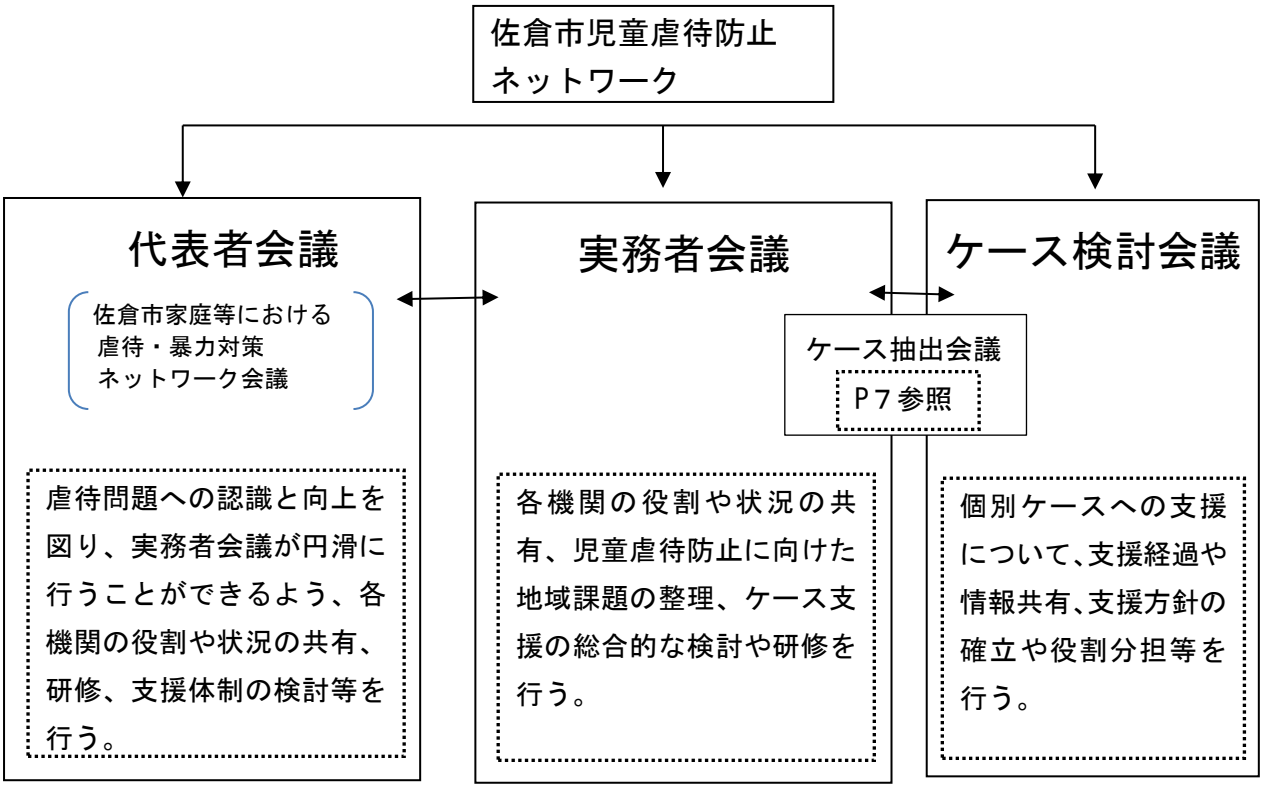
この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和８年６月１５日決裁佐こ家第２８１号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第３条関係）

国又は地方公共団体の機関	１　佐倉市（市民部、健康推進部、こども支援部及び福祉部） ２　佐倉市教育委員会 ３　千葉県教育委員会 ４　千葉地方法務局佐倉支局 ５　千葉県印旛健康福祉センター ６　千葉県女性サポートセンター ７　千葉県印旛児童相談所 ８　佐倉警察署 ９　その他市長が必要と認める国又は地方公共団体の機関
法人	１　社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会 ２　公益社団法人印旛市郡医師会（佐倉地区） ３　公益社団法人印旛郡市歯科医師会（佐倉地区） ４　その他市長が必要と認める法人
その他のもの	１　佐倉市民生委員・児童委員協議会 ２　印旛地区保護司会（佐倉地区） ３　佐倉市私立幼稚園協会 ４　いんば中核地域生活支援センター ５　その他市長が必要と認める者



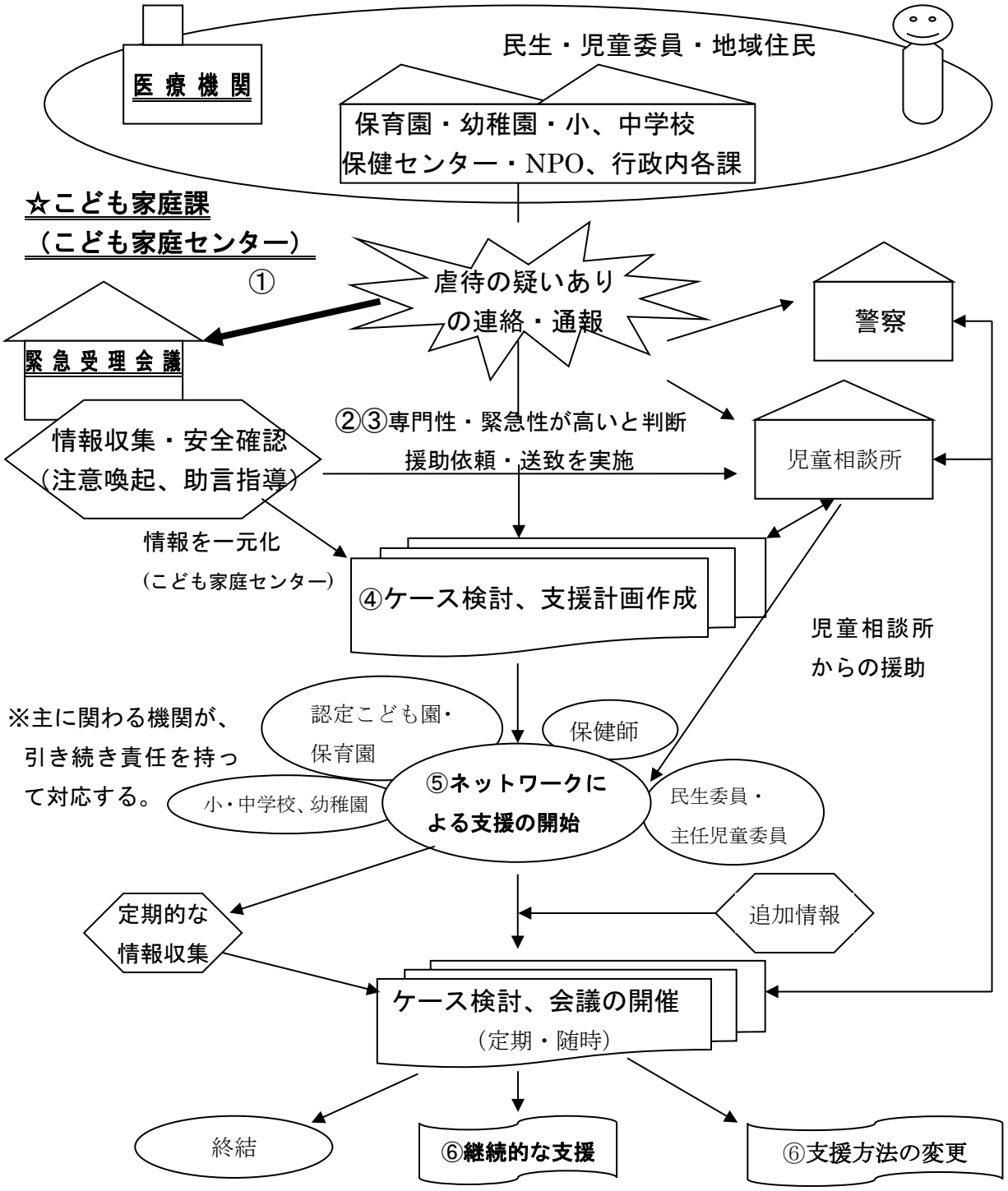
代表者会議参加機関：

- 児童相談所
- 佐倉警察署
- 印旛市郡医師会佐倉地区
- 印旛郡市歯科医師会佐倉地区
- 佐倉地区保護司会
- 千葉県印旛健康福祉センター
- 佐倉市民生委員児童委員協議会
- 佐倉市校長会
- 佐倉市私立幼稚園協会
- いんば中核地域
 生活支援センターすけっと
- 佐倉地域包括支援センター
- さくらケアマネ協議会
- 佐倉市障害者総合支援協議会啓発・
 権利擁護部会
- 佐倉市八街市酒々井町消防組合
- 千葉地方法務局佐倉支局
- 千葉県女性サポートセンター
- 佐倉市社会福祉協議会

実務担当機関：

- 児童相談所
- 佐倉警察署
- 少年センター
- 医療機関（成田赤十字病院）
- 千葉県印旛健康福祉センター地域福祉課
- 民生委員・児童委員
- 主任児童委員
- 子ども家庭支援センターsakura
- 児童家庭支援センター子ども未来サポートセンターやちよ
- 千葉県スクールソーシャルワーカー
- 地域生活支援センター レインボー
- 社会福祉法人 愛光 総合相談センターアシスト
- いんば中核地域支援センターすけっと
- 子育てコンシェルジュ・テレサ（さくらコンシェル）
- 佐倉市教育委員会指導課
- 佐倉市教育委員会教育センター
- こども保育課
- 社会福祉課
- 障害福祉課
- 社会福祉協議会
- こども家庭センター児童福祉担当・母子保健担当
- 子育て支援にかかわるNPO
- その他必要と認めるもの

佐倉市　児童虐待対応フローチャート



① 関係機関からの虐待通報や、心配な家庭についての相談を受ける。（受理）
② 関係機関や地域からの情報収集と安全確認を行い、虐待が認められる場合には、保護者への注意喚起、助言指導を行う。
③ 確認の結果、生命の危険など緊急性のある場合は、警察と連携したり、児童相談所へ援助依頼や送致を行う。
④ こども家庭センターを中心にケース検討、支援計画を立てる。
⑤ 関係機関と相互に連携を図りながら、支援・見守り体制をとる。
⑥ 定期情報提供や関係機関との進行管理会議等によりケースの支援状況を確認し、支援・援助方針の評価や見直しを行う。

※各ケースの情報はこども家庭センターで一元化し、進捗管理を行っている。

ケース進捗管理の流れについて

こども支援部こども家庭課
（こども家庭センター）

◎ケース進捗管理について

相談や通告を受けた児童は以下の流れでケースの進捗管理を行っていく。

（１）取扱い開始から初期対応

① 相談や通告を受け緊急受理会議を実施し、一時的な方針を決定
② 関係機関からの情報収集、必要に応じて対象保護者・児童との面接を実施
③ 支援方針の決定
④ 支援方針をもとに相談援助を行う

（２）ケース進捗管理について

・ケースの進捗状況については、以下の場において共有と一元管理を図る。各ケースの支援計画については定期的に以下の会議にて策定と更新を行う。
① こども家庭センター児童福祉担当カンファレンス（毎日）
② 児童福祉担当定例会議（月２回）
③ 母子保健担当と児童福祉担当で合同ケース会議（月１回）
・ケースの対応状況については、関わる機関からこども家庭センターが報告を受け一元管理と進捗状況の共有を行う。必要に応じて個別支援会議等により情報共有と支援方針の決定を行う。
・困難ケースについては、必要に応じて、児童相談所への相談・支援の依頼を検討する。
・全体の管理として、実務者会議前にケース抽出会議にて以下の関係機関とケース進捗状況を確認する。
主任児童委員、こども保育課、社会福祉課、指導課、社会福祉協議会、
佐倉警察署、児童相談所、教育センター、障害福祉課

（２）ケース管理の終了について

年２回（１０月・３月）のこども家庭センターの会議にて検討を行う。リスクアセスメントシートや関係機関からの意見をふまえ、ケース管理の継続または終了について決定する。終了を決定したケースについては、家庭の見守りを実施しているすべての支援機関に文書または口頭にて報告する。

【参考：終了のポイント】
・子どもの状況が安定している。
・養育者の状況や養育環境が落ち着いている。
・児の安全確認がとれている。
・家庭状況に課題が残る場合には、家庭状況を見守り支援する関係機関等が存在している。

佐こ家第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

所属長様

佐倉市こども家庭課長　〇〇　〇〇

佐倉市児童虐待防止ネットワークによるケース管理の終了について（報告）

平素、子どもたちの安全を守るために、児童虐待防止ネットワークにご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、下記の児童につきましては、これまで「佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱」に基づきまして、情報の一元管理、ケースの進行管理を行って参りました。この度、ケースの状況から児童の安全管理が図れると判断し、佐倉市児童虐待防止ネットワークの中での「ケース管理」を終了いたしますのでご報告いたします。

なお、今後とも心配なご家庭がございましたら、こども家庭課家庭児童相談班へご連絡をお願いします。

記

◆佐倉市児童虐待防止ネットワーク「ケース管理」を終了する児童

（お問合せ先）
佐倉市こども家庭課 家庭児童相談班
TEL：043-484-6263

定期報告提出　様式

佐倉市児童虐待防止ネットワークからの依頼に基づく情報提供書　　令和　　年　　月

学校　　校長　　記入担当者

（提出前に必ず長の決裁を受けてください）

No.	学年	性別	氏　名	前月中の欠席日数	欠席理由				長欠該当	最終登校日	最終目視日（家庭訪問等含）	備考(児の状況・家庭からの連絡等)
					病気	経済的理由	不登校	その他				
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

児童記録票

年　月　日作成（記入者　　）　年　月　日加筆（記入者　　）

第　回受付		年　月　日受理	ケース番号		種別	
子ども	氏名（ふりがな）	男 女	生年月日等	年　月　日 （　）歳（　）ヶ月		
	所属機関	保育所・幼稚園・学校　年　組（担任　先生） ☎				
	本籍地					
	現住所等	☎ ☎				
相談者	氏名	（子どもとの関係）				
	連絡先					
	主訴					

家族同居・縁故者	続柄	氏名	生年月日	年齢	就学・就労状況（就労場所・時間）　健康状態　連絡先等

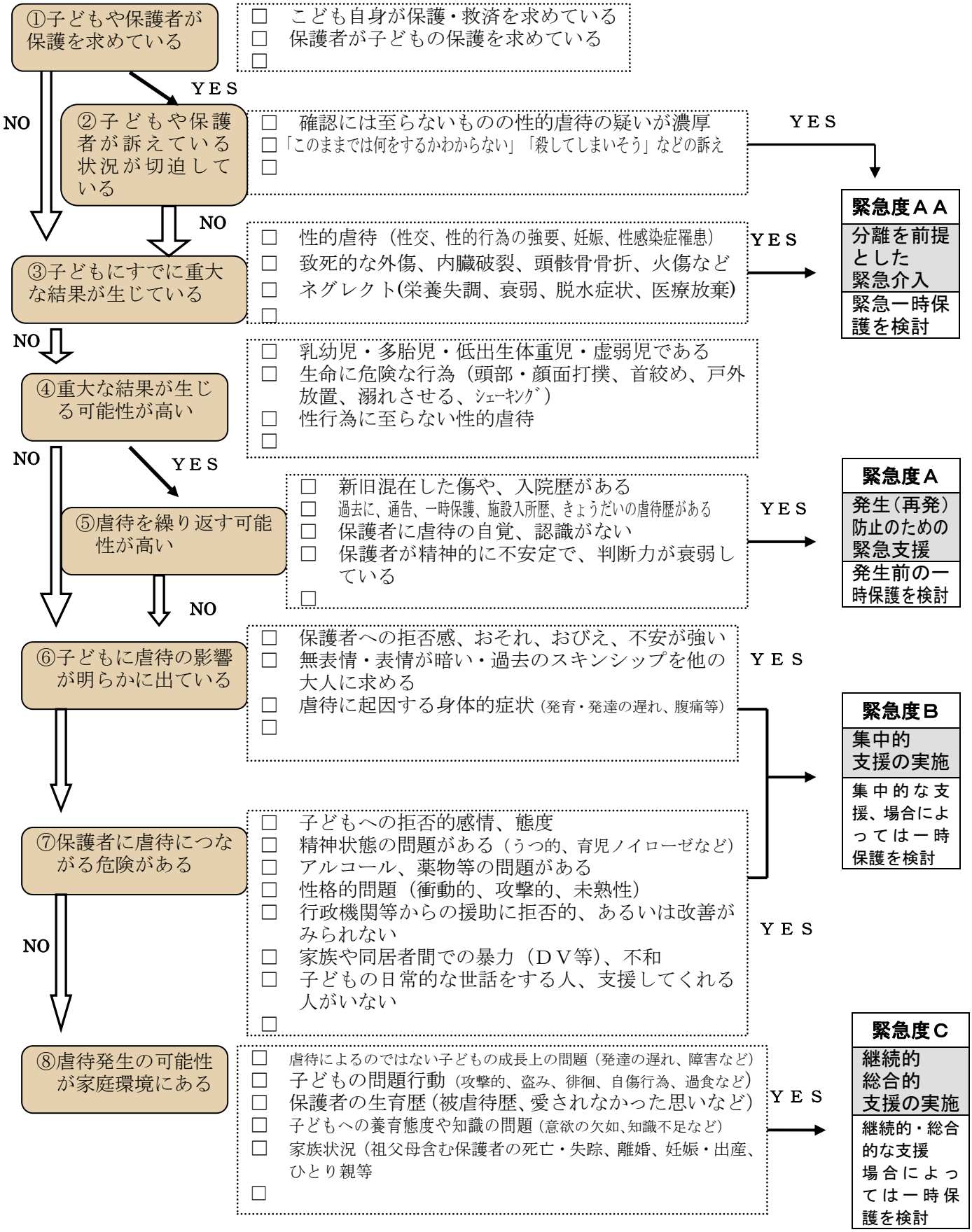
生活状況		【家族図】
福祉サービス利用状況		
その他特記事項		

関わり機関	機関名	担当者	電話	援助内容

統計分類	経路				種類別				処理			

緊急度アセスメントシート

児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（作成日　　年　　月　　日）



※　判断にあたっては、各チェック項目を参考にすること。参考に出来る情報がこれ以上にある場合は空欄に記入すること。　厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」（平成 19 年 1 月改訂版）を参考に作成

リスクアセスメントシート（初回・　回目）

＜ジェノグラム及びサポート＞

◇記入日　令和 年 月 日（記入者:　　）

◇ケース番号

◇児童氏名　　（　　）

◇生年月日　年 月 日生 （　歳　）

◇虐待種別　□身体　□性的　□ネグレクト□心理

◇虐待者（主◎、従○）右図「ジェノグラム及びサポートに記入）

項目			該当	該当なし	不明	過去にあり現在はなし	状況例 （該当する項目があれば、チェックするか□で囲む。 項目にないが特記すべき情報は余白に書き込む）				
		重篤度					最重度	重度	中度	軽度	危惧
虐待状況の確認	1	身体的な状況 （身体的虐待）				□	□ 頭部外傷 □ 乳児を投げる/踏みつけ □ 窒息の危険 □ その他生命危害行為	□ 骨折 □ 打撲 □ やけど □ 腹をける □ 顔面のひどい外傷 □ 被害児が乳児	□ 半年以内に2回以上のあざや傷 □ 新旧の傷 □ 顔面のあざ □ ける	□ 傷が残らない程度の暴力 □ 単発の小さくわずかなケガ	□ 今傷はないが、発生する可能性が高い
	2	ネグレクト				□	□ 病気なのに受診させない □ 明らかな衰弱 □ 脱水	□ 乳幼児の夜間放置 □ 乳児の昼間放置 □ 長期外出禁止 □ 生ライフライン停止 □ 食事が満足にできない	□ 生活環境不良で改善なし □ 放置 □ 登校禁止	□ 健康問題が起きない程度のネグレクト	□ 予防接種や健診を受けない
	3	性的な被害の状況 （性的虐待）				□	□ 妊娠 □ 性交渉 □ ポルノ被写体	□ 性器をみせる □ 着衣の上から触る □ 性描写や性交渉を見せる	□ 着替えを覗いたり浴室に入る □ 子の不相応な性的言動あり	□ 子どもに卑猥な言葉を発する □ 性的強与の媒質物を置いておく	□ 疑い
	4	心理的な状況 （心理的虐待）				□	□ 自殺の強要 □ 親子心中を考える □ 子どもの自殺企図	□ 頻回なＤＶの目撃 □ 子の頻回の自傷行為 □ 日常的に威嚇・非難・無視	□ 目前ＤＶ □ 子の自傷行為 □ 強い叱責 □ 脅し □ 保護者自傷 □ きょうだい間差別	□ 子への威嚇、非難、無視がときどき □ きょうだい間差別が一時的にある	□ 子がかわいく思えない
子どもの状況	5	分離の意思				□	□ 帰宅拒否　□ 子どもが保護を希望　□ 分離に対して同意 □ 消極的帰宅選択　□ 積極的帰宅選択 等				
	6	第三者による確認				□	□ 長期間生存が確認されていない □ 正当な理由なく、保護者が子どもとの面会を繰り返し拒否 □ 正当な理由なく、保護者が子どもとの面会を拒否 □ 1週間子どもの安全が確認できない　□ 子どもが保育所等に来なくなった 等				
	7	養育者への思い				□	□ 怯える・いつも怖がって恐れてい□ 怖がる　□ 嫌がって遠ざけようとする □ 保護者の前で萎縮　□ 保護者の口止めに応じる 等				
	8	精神状態				□	□ 生命に危険が及ぶ自傷他害がある □ 極めて不安定　□ 不安定な状態 □ リストカットなど自傷行為がある □ うつ的 等				
	9	性格・行動面の特徴				□	□ 多動、落ち着かない　□ 誰にでも親しく話す　□ 暴力的 □ 万引き等の虞犯行為　□ 年齢不相応な性的言動が見られる 等				
	10	発達及び健康状態				□	□ 低身長・低体重（医師による診断のみならず、疑いも含む） □ 心身の障害がある（手帳の有無に関わらず疑いも含む） □ 乳幼児健診が未受診　□ 関係機関から懸念がある □ 予防接種未接種 等				
	11	居住環境				□	□ 放浪、車上生活　□ サービス利用後も不衛生状態が継続 □ 不適切な居住環境【健康被害が生じるほど著しく不衛生・著しく狭隘・不衛生】 □ 理由不明の頻繁な転居　□ サービス利用後に不衛生状態解消 等				
	12	経済状態				□	□ ライフラインが止まっている□ 生活困窮（その日の生活に困る） □ 収入不安定、多額の借金　□ 世帯収入が生活保護基準を下回っている □ 生活保護受給 等				
	13	家族形態				□	□ 内縁の親子関係　□ 若年保護者　□ ひとり親の夜間不在時に知人が子どもを監護 □ 異性の友人が出入りするひとり親家庭 □ 介護負担など、家族間に葛藤がある 等				

世帯の状況	14	父母の関係				□	□ ドメスティックバイオレンスが生じている【保護命令対象・対象外】 □ 意見の対立が表面化している　□ 夫婦間に強い不満 □ 離婚調停・審判中　□ 夫婦間の信頼関係の欠如 等
	15	親族との関係				□	□ 交流がまったくない　□ 極度の過干渉がある　□ 交流があるが、反発等の支障がある □ 過去の問題が解決されておらず、交流により強い葛藤が生じる □ 遠距離居住により交流が少ない 等
	16	相談歴				□	□ 虐待による入院・入所歴がある □ 虐待による一時保護歴がある □ 他の虐待通告歴がある　□ 虐待以外での施設入所歴・一時保護歴がある □ 虐待以外の相談歴がある 等
	17	きょうだいの相談歴				□	□ 虐待による入院・入所歴がある □ 虐待による一時保護歴がある □ 他の虐待通告歴がある　□ 虐待以外での施設入所歴・一時保護歴がある □ 虐待以外の相談歴がある 等
保護者の状況	18	保護者との同居				□	□ 養育（虐待）者とのみ同居　□ 虐待者以外の大人がいるが、虐待者に同調している □ 虐待者以外の大人がいるが、虐待行為を黙認している □ 虐待者は別居しているが、交流がある　□ 虐待者以外の大人が介入し、守ることもある 等
	19	育児・養育能力				□	□ 生命維持に影響する飲食や生活習慣等への極端なこだわりや偏った知識がある・偏った知識 □ 育児・養育能力【欠如・不十分・疑問】 □ 無関心　□ 知識の不足 □ 育児・養育への【強い負担感がある、不安が強い、不安がある】 等
	20	育児・養育意欲				□	□ 育児・養育意欲【ない、不十分】 □ 無関心　□ 無力感　□ 過干渉 □ 子どもへの関心はあるが、関わりに一貫性がない 等
	21	精神状態				□	□ 入院加療が必要なほど不安定 □ 服薬の自己管理ができないなど、不安定な状態 □ 医療機関受診を拒否するなど、衝動性が高く極めて不安定な状態 □ 過去に自殺企図歴がある　□ 関係機関の懸念がある 等
	22	依存の問題（薬物、アルコール等）				□	□ 物質関連障害により生じる生活上の困難に子どもが日常的にさらされている □ 薬物使用等による逮捕・勾留　□ 依存があるが治療していない □ 治療の有無に関わらず再発・憎悪を繰り返している □ 複数の依存が合併している 等
	23	虐待の認識				□	□ 行為、事実とも完全否認　□ 行為は認めるが虐待を正当化 □ 一部を虐待と認める　□ 虐待認識がある 等
	24	援助への態度				□	□ 保護者が子どもの保護を求めてい□ 援助を拒絶、暴力・強迫的反発 □ 正当な理由なく来所要請や家庭訪問に応じない・応じないことを繰り返す □ 拒否的、攻撃的、無視　□ 時や場面により態度が変わる 等
	25	困り感・改善意欲				□	□ 改善意欲が全くない　□ 困り感を時折漏らすことがあるが、一貫しない □ 困り感を表明できるが、解決方法が全く見いだせていない □ 困り感があり、解決方法を求めている　□ 自身の問題の原因を子ども、他者、他機関に置く等
	26	サービス利用				□	□ 提示されても拒否　□ 必要性を否認 □ 被害的に受け取る　□ 拒否や否定はしないが、利用には至らない □ 関心を示さない 等
その他	27	懸念されること 気になること					
合計値							

※P.39～42 は「千葉県子ども虐待対応マニュアル」より抜粋

佐倉市
こども家庭センターの
ごあんない



佐倉市こども家庭センターって？

佐倉市こども家庭センターは、妊娠・出産から乳幼児の健康、育児の悩み、家庭の困りごと、こどもや若者に関する相談まで、幅広い相談を一体的に行う窓口です。

妊娠期から子育て期（18 歳未満）までのご家庭のさまざまな悩みはもちろん、こども自身が感じる不安や悩みの相談にも対応しています。また、18 歳以上で家族を支えるヤングケアラーの方についても、寄り添いながらお話を伺います。

こんなことで悩んでいませんか？

- 子育てにイライラしたり、どうしても怒ってしまい親もつらい
- 妊娠・出産の悩みや不安がある
- こどもに落ち着きがない、どのように対応するのか？
- 保育園や幼稚園、学校に行きたがらず困っている
- ヤングケアラーのような子がいて気になる
- 物を盗む、乱暴などの行動に悩む

※配偶者やパートナーからの暴力(DV)に関する相談は、こども家庭課が対応します。

そんなとき、

こども家庭センターに相談してみませんか？

電話や E-mail での相談のほか、直接、面接や訪問もできる窓口です。

佐倉市こども家庭センター

電話・mail アドレス

【子育て・こどもや家族、若者の相談】

mail アドレス

□ こども家庭課　☎043-484-6263

E-mail　kokasen@city.sakura.lg.jp

【妊娠・出産・乳幼児の健康・育児相談（母子保健課）】

□ 健康管理センター　☎043-485-6712
（臼井・千代田・佐倉・根郷・和田・弥富地区）

□ 西部保健センター　☎043-463-4181
（志津地区）

志津北部地域子育て世代包括支援センター※　☎043-463-6835
市役所子育て世代包括支援センター　☎043-484-6246

E-mail（共通）　mail アドレス
boshihoken_renraku@city.sakura.lg.jp

相談日・時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前 8:30～午後 5:15
（窓口受付時間　午前 9:00～午後 4:30）
※志津北部地域子育て世代包括支援センターは午前 9:30～午後 4:30（正午～午後 1 時除く）

- 相談は無料です。
- 話した内容は秘密が守られます。
- 本人だけでなく、友達や家族、誰でも相談できます。

＊メモ＊



市内小中学校　各位

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもを家庭内の虐待から守るために、保育士・教職員等の皆さまの力が必要です！

―　こどもの異変（あざ・理由不明の欠席等）に気付いたら、躊躇なく市町村・児童相談所へ連絡を　―

Q１　どんなこどもが対象なの？具体的に何をすればいいの？

〇定期的な連絡を要するケース

市町村や児童相談所が「児童虐待の可能性がある」と評価しており、保育所等に通園しているこどもが対象です。こどもの名前等は、個別に市町村等から連絡されます。おおむね１か月に１度を目安に、出欠状況、欠席時の家庭からの連絡有無、欠席理由を連絡します。

〇緊急で連絡を要するケース

こどもに不自然な外傷がある・理由不明で欠席するといった兆候がある場合や、**理由を問わず７日以上欠席が続く**場合には、**躊躇なく、ただちに**市町村等に連絡してください。

Q２　Q１の場合以外に**こどもに虐待（ネグレクト含む）のおそれが感じられるときは？**

Q1の場合以外でも、**虐待のおそれや気になる様子が見られる場合**は、**躊躇なく、市町村の児童虐待担当部署や児童相談所**へ相談してください。

→　詳しくは２枚目を参照！

Q３　個人のプライバシーなど、親とのトラブルが不安

国の法律等に則った連絡であり、個人情報保護法等には抵触しません。また、連絡を受けた市町村・児童相談所は、連絡を誰から受けたのか等を秘密にする義務があります。

気になる点があれば、必ず連絡をしてください。

佐倉市こども家庭センター：０４３－４８４－６２６３
千葉県中央児童相談所　：０４３－２５３－４１０１
※居住自治体以外の学校等に在籍する場合にはこどもの居住地の市町村等に連絡してください

こどもまんなか
こども家庭庁

～こども・子育て家庭の見守り時注意ポイント～

　これらは全て、**児童虐待対策の専門家や児童虐待事案に対処してきた自治体職員等が「特に気を付けるべき」としている**ポイントです。
　これに限らず、**日常的な関わりの中で気になる様子や状況に気づいたときは、市町村や児童相談所に相談**するようにしましょう。

＜こどもの様子＞

- 表情が乏しく、受け答えが少ない
- 落ち着きがなく、過度に乱暴
- 担当教師、保育士等を独占したがる、用事が無くてもそばに近づいてくるなど過度のスキンシップ
- 保護者の顔色をうかがう
- 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない
- からだや衣服の不潔感（髪を洗っていない汚れ・匂い・垢の付着、爪が伸びている等）
- 虫歯の治療が行われていない
- 食べ物への執着が強く過度に食べる、極端な食欲不振がみられる
- 理由がはっきりしない欠席・遅刻が多い
- 連絡のない欠席を繰り返す
- なにかと理由をつけてなかなか家に帰りたがらない

＜保護者、家族の様子＞

- 発達にそぐわない厳しいしつけ、行動制限がある
- かわいくない、にくい等の差別的な発言がある
- こどもの発達に無関心、育児に対して拒否的な発言
- こどもを繰り返し馬鹿にする、激しく叱る・ののしる
- きょうだいに対しての差別的な言動、特定のこどもに対して拒否的な態度をとる
- ささいなことで激しく怒る、感情コントロールができない
- 長期にわたる欠席があってもこどもに会わせようとしない
- 行事に参加しない、連絡を取ることが難しい

法改正による児童虐待防止等の充実・強化（市該当部分）

【平成１６年】

・市町村の業務として、児童の福祉に関し、必要な実情の把握及び情報の提供を行うとともに、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うことを規定。市町村が家庭児童相談の一義的な窓口として定められた。　（児童福祉法第１０条関係）

・地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報の交換を行うとともに要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う要保護児童対策地域協議会（要対協）を置くことができることとし、守秘義務のもと関係機関の情報共有を可能にした。
（児童福祉法第２５条の２関係）

・子どもの同居する家庭における配偶者間暴力（面前 DV）を心理的虐待と明文化。
（児童虐待の防止等に関する法律第２条関係）

【平成１９年】

・市町村の要対協設置努力義務化。　（児童福祉法第２５条の２関係）

・児相への通知：市町村等は、通告を受けた児童に関し出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当と判断した場合には、その旨を児童相談所長等に通知することとした。
（児童虐待の防止等に関する法律第８条関係）

・市町村の配偶者暴力相談支援センター設置努力義務化
（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第３条関係）

・DV 保護命令に電話等（電子メール・FAX）禁止命令を追加
（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第１０条関係）

【平成２０年】

・要対協の協議対象拡大：要保護児童に加え、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要支援児童）及びその保護者、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）が対象に加えられた。

・要対協の機能強化：要対協調整機関（佐倉市の場合は児童青少年課）への一定の要件を満たす（児童福祉司任用資格同等及び研修受講）者を置くことの努力義務化。
（児童福祉法第２５条の２関係）

・養育支援訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業の法定化及び努力義務化。
（児童福祉法第６条の３関係）

【平成２４年】

・住民基本台帳の支援措置（住民票及び戸籍附表の非開示）対象に児童虐待等の被虐待者（過去の虐待を含む）を追加。　（住民基本台帳事務処理要領）

【平成２５年】

・『子どもの貧困対策の推進に関する法律』制定

・DV 支援対象に“生活の本拠を共にする交際”（事実婚）相手からの暴力被害を追加。
（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第２８条の２関係）

【平成２８年改正】

・児童自身が権利の主体であることを法の理念として明確化。『児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う』、と保護者の責任を明確化した。

（児童福祉法第１条及び第２条関係）

・市町村は、基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うこととした。（児童福祉法第３条の３関係）

・児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならないことを法律上明記した。　（児童虐待の防止等に関する法律第１４条）

・「子育て世代包括支援センター」（母子健康包括支援センター）設置の努力義務化。（母子保健法第２２条関係）。

・要支援児童等を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等から市町村への情報提供を明文化し努力義務化。　（児童福祉法第 21 条の 10 の５関係）

・市区町村子ども家庭総合支援拠点（児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点）の法定化及び設置の努力義務化。　（児童福祉法第１０条の２関係）

・要対協の機能強化：市町村要対協調整機関への一定の要件を満たす（児童福祉司任用資格同等及び研修受講）者を置くことの義務化。　（児童福祉法第２５条の２関係）

・通告を受けた児童及び保護者に関する児童相談所長から市町村への在宅指導委託、市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業等の実施が適当であると認める者の通知、及び児童相談所から市町村への事案送致の法定化。　（児童福祉法第２６条関係）

・親子関係再構築支援は、市町村を含む関係機関等が連携して行わなければならない旨を明記。　（児童福祉法第４８条の３関係）

【令和元年改正】

・児童の権利擁護

① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととした。
（児童虐待の防止等に関する法律第 14 条第１項関係）

② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化した。
（児童福祉法第 11 条第１項関係）

・関係機間の連携強化

① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関は、これに応ずるよう努めなければならないものとした。
（児童福祉法第 25 条の 3 第 2 項関係）

② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制整備に努めなければならないものとした。
（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）

③ 児童虐待を受けた児童が住所等を移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。
（児童虐待の防止等に関する法律第4条第6項関係）

④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととした。
（児童虐待の防止等に関する法律第 5 条第 3 項関係）

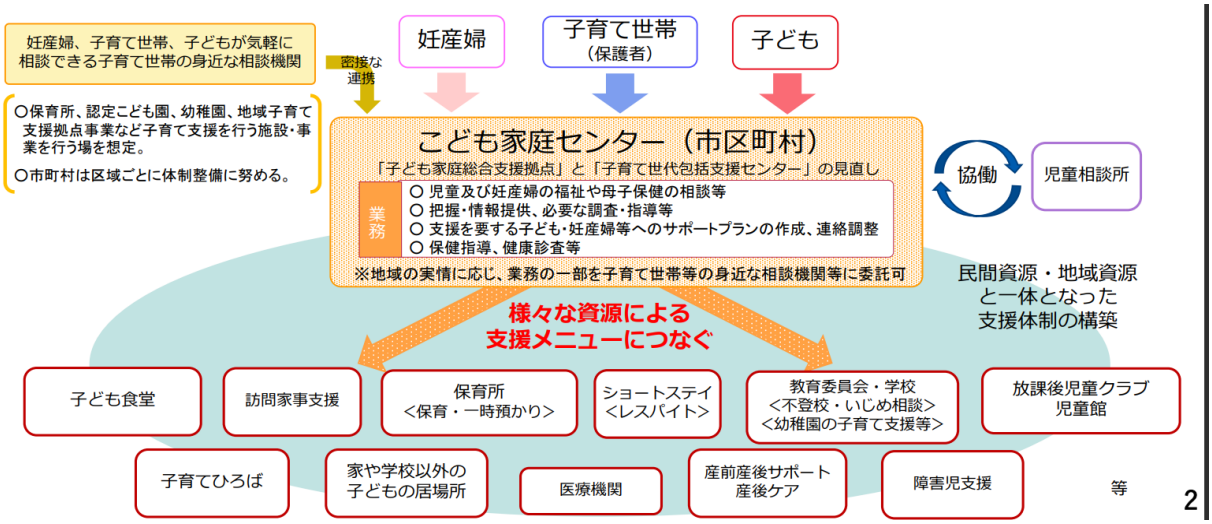
【令和４年改正】（令和６年４月１日施行）

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、「こども家庭センター」の設置や身近な子育て支援の場における相談機関の整備（市町村努力義務）

・「こども家庭センター」による子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成

・訪問による家事支援、児童の居場所づくり支援、親子関係の形成支援等を行う事業を新設



（こども家庭庁資料）

法改正による児童虐待防止等の充実・強化（市以外部分）

【平成１９年改正】

1. 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

・安全確認の“４８時間ルール”の明文化（児童相談所運営指針）

・児童虐待のおそれのある保護者に対する都道府県知事による出頭要求を制度化

・解錠等を伴う立入調査を可能とし、立入調査を拒否した者に対する罰金の額を引き上げ（30万円以下→50万円以下）

2. 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

・一時保護及び保護者の同意による施設入所等の間も、児童相談所長等が保護者に対して面会・通信を制限できるようにすること。裁判所の承認を得た措置入所について保護者の付きまとい等を禁止できることとし、当該禁止命令違反に罰則付加

3. 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

・児童虐待を行った保護者に対する指導に係る都道府県知事の勧告に従わなかった場合には、一時保護、施設入所措置その他の必要な措置を講ずるものとした。

4. その他

・法律の目的に、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記

【平成２０年改正】

1. 里親制度の改正

・養子縁組を前提とした里親と養育里親を制度上区分

・都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化

2. その他社会的養護の見直し
・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設
・児童自立生活援助事業について、２０歳未満の者を支援対象に追加
・施設内虐待の禁止、通告義務を規定

【平成２３年改正】

1. 児童相談所長の権限追加
・里親委託及び一時保護中に親権者不在の場合の親権代行、監護措置権
・親権に関する家庭裁判所への審判請求権
・児童の生命、身体の安全確保にあたり親権者の意に反する措置の実施

【平成２８年改正】

・都道府県は、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術（以下「知識等」という。）並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、児童の福祉に関する業務を適切に行うこと
・児童相談所の職員体制強化及び弁護士の配置（又はそれに準じた措置）
・臨検・捜索手続の簡素化、関係機関等による調査協力法定化
・被虐待児童への自立支援（親子関係再構築支援、里親委託等の推進、18 歳以上の者に対する支援の継続）

【平成２９年改正】

・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与
・家庭裁判所による一時保護の審査の導入
・接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合を対象に含む）

【令和元年改正】

・児童福祉施設におけるしつけ名目の体罰禁止
・児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

【令和４年改正】

・一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
・社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
・児童の意見聴取等の仕組みの整備
・一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
・子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上
・児童をわいせつ行為から守る環境整備

【令和５年改正】

・こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備

【令和 6 年改正】

・子ども・若者育成支援推進法を改正。
・「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記。

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(抜粋)

平成 22 年 3 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(雇児発 0324 第 1 号)

関係機関と市町村、児童相談所の連携を一層強化するため、文部科学省及び厚生労働省で協議し「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成。指針に定められた市町村への情報提供の概要は以下のとおり。

1. 対象：要保護児童対策地域協議会(以下、「協議会」)にて進行管理し、当該機関に在籍する者
2. 内容及び頻度：概ね月一回、出欠状況、欠席理由、家庭からの連絡等
3. 手続き：事前に機関間で仕組みについて合意を得た上で、協議会から対象者を指定
4. 緊急時の対応：定期的な情報提供期日より前であっても、緊急時や連絡不能の場合は市に通告

民法等の一部を改正する法律の概要

平成 24 年 4 月施行

要旨

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し，法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行う。

要点

親権の喪失の制度等の見直し

- ○ ２年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度の新設（民法）
- ○ 親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し（民法，児童福祉法）
- ○ 施設長等の権限と親権との関係の明確化（児童福祉法）

未成年後見制度等の見直し

- ○ 法人又は複数の未成年後見人の許容（民法）
- ○ 里親等委託中及び一時保護中の児童相談所長の親権代行について規定（児童福祉法）

その他

- ○ 子の監護及び教育が子の利益のためにされるべきことを明確化（民法）
- ○ 懲戒に関する規定の見直し（民法）
- ○ 離婚後の子の監護に関する事項の定めとして面会交流等を明示（民法）
- ○ その他、所要の規定の整備（民法，児童福祉法，家事審判法，戸籍法等）

児童虐待防止対策における対応の主な留意点について（抜粋）

平成 31 年 3 月 29 日千葉県健康福祉部児童家庭課課長

このことについて、平成 31 年 2 月 28 日付け子発 0228 第 1 号にて、厚生労働省子ども家庭局長から別添のとおり通知がありましたので、写しを送付いたします。通知内容について職員に周知の上、御留意いただくようお願いします。

なお、本通知の留意事項のうち、「２．通告元の秘匿にかかる留意点」について、学校等子どもの所属機関が通告元である場合、厚生労働省作成「子ども虐待対応の手引き」（平成 11 年 3 月 29 日付け児企第 11 号厚生省児童家庭局企画課長通知。）に記載のとおり、通告機関から先に通告の事実を保護者に告知すること等、保護者に対する対応方法について、従来どおり通告元とで協議を行うことを妨げるものではないことを申し添えます。

新たなルールのポイント（抜粋）

平成 31 年 2 月 28 日
内閣府男女共同参画局
文部科学省初等中等教育局
厚生労働省子ども家庭局

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成 31 年 2 月 8 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、2 月 28 日に通知し、地方自治体・学校等に徹底。

○ 児童虐待対応に当たり、各機関が以下の責務を最大限果たし連携を進める。

・学校等：児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村・児童相談所等に通告・情報提供を速やかに行うこと

・児童相談所：子どもと家族の状況の把握、一時保護、カウンセリング、家庭訪問、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置などの支援・援助を行うこと

・市町村：要保護児童対策地域協議会の調整機関として、状況把握・支援課題の確認、支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと

・警察：子どもの安全確保、事件化すべき事案の厳正な捜査等を行うこと

１ 通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点

○ 市町村・児童相談所は、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底する。

２ 児童相談所、学校、警察等との連携における主な留意点

○ 虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合、学校・保育所等は児童相談所や警察等の関係機関や弁護士等の専門家と速やかに情報共有し、連携して対応する。

３ 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の主な留意点

○ 家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導する。

○ 保護者が虐待を認めない場合、家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合や転居を繰り返す場合等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識する。この際、児童相

談所は必要に応じて躊躇なく一時保護する等的確な対応をとることや積極的に児童福祉司指導等の指導措置を行う。

４ 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

○ 児童相談所が児童福祉司指導又は継続指導を行っている家庭が転居すると情報を得た場合は、転居により養育環境が変化することに伴うリスクがあることを踏まえ、転居元の児童相談所は、児童福祉司指導又は継続指導による援助を継続し、転居先の児童相談所にケースの引継ぎを行うこと。

５ 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等

○ 配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）と児童相談所等は、ＤＶ対策協議会、要保護児童対策地域協議会等を活用するなどして、子どもの安全確保に資する対応を最優先しつつ、児童虐待とＤＶの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、その他の関係機関も含む相互の連携協力を更に強化し、個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有し、適切に対処することを徹底する。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の概要

令和 6 年 6 月 12 日施行

要旨

いわゆるヤングケアラーは、学業や人間関係に影響を受けるなどの課題が指摘されてきました。今回の法改正では、ヤングケアラーを法律上明記し、関係機関による支援を促進することで、自治体間の支援格差を是正し、支援の普及を図ることが目的です。

要点

1. ヤングケアラーの法的定義と位置づけ

子ども・若者育成支援推進法（以下「法」という。）第 2 条第 7 号にて、そのこども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行う「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」（以下「ヤングケアラー」という。）を明記。

※「過度に」

：こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指す。

※「家族の日常生活上の世話」

：法文上明示されている「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれる。

2. 支援対象年齢の明確化

おおむね 30 歳未満の者を中心として、施策内容によりおおむね 40 歳未満の者が対象。

具体的にはこども期（18 歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね 30 歳未満を中心としてい

るが、こども・若者期にヤングケアラーとして家族の世話を担い、こども・若者にとって必要な時間を奪われたことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている場合等その状況等に応じ、40 歳未満の者も対象となり得る。

3. 支援内容と関係機関の役割

関係機関はヤングケアラー本人及びその家族等にも相談・助言などの支援を行うよう努める。

支援の早期・円滑な実施のため、①ヤングケアラーの状況把握②関係機関間の連携によりヤングケアラーを適切な関係機関等に誘導する③地域住民への支援内容の周知といった措置するよう努める。

佐倉市人口動態(年齢別人口)

各年度 3 月末現在　住民基本台帳人口

年度	R3	R4	R5	R6	R7
0 歳	835	746	718	705	690
1 歳	832	901	807	767	759
2 歳	917	892	926	819	796
3 歳	1,109	935	931	942	848
4 歳	1,142	1,034	960	945	955
5 歳	1,125	1,165	1,049	970	960
6 歳	1,253	1,133	1,194	1,049	989
7 歳	1,294	1,272	1,138	1,196	1,070
8 歳	1,380	1,316	1,284	1,142	1,207
9 歳	1,389	1,394	1,314	1,291	1,145
10 歳	1,335	1,387	1,398	1,317	1,296
11 歳	1,381	1,341	1,388	1,389	1,324
12 歳	1,485	1,389	1,354	1,391	1,383
13 歳	1,449	1,489	1,395	1,363	1,398
14 歳	1,561	1,457	1,484	1,388	1,369
年少合計	18,487	17,851	17,340	16,674	16,189
15 歳	1,531	1,582	1,457	1,498	1,399
16 歳	1,414	1,525	1,583	1,456	1,510
17 歳	1,547	1,416	1,523	1,585	1,459
児童合計	22,979	22,374	21,903	21,213	20,557
総人口	171,747	171,037	169,930	168,914	168,207
年少割合	10.8%	10.4%	10.2%	9.9%	9.6%
児童割合	13.4%	13.1%	12.9%	12.6%	12.2%

※年少割合は総人口に占める 15 歳未満の割合を指す。

児童虐待にかかる主な関連相談窓口　　【令和 8 年度】

◆佐倉市こども家庭センター

相談内容	名称	電話番号
虐待に関する連絡・相談 子どもの養育、育児、ヤングケアラー、非行などの相談	佐倉市役所こども家庭課	043-484-6263
妊娠・出産・子育てに関する悩み、子どもの健康や発育発達、保護者の体やこころの悩み	健康管理センター	043-485-6712
	西部保健センター	043-463-4181
	市役所子育て世代包括支援ｾﾝﾀｰ	043-484-6246
	志津北部地域子育て世代包括支援ｾﾝﾀｰ	043-463-6835

◆関連機関

担当窓口	業務内容	電話番号
佐倉市こども支援部 こども保育課	保育園・学童保育・児童センター等連携窓口	043-484-6245
佐倉市福祉部 生活支援課	生活保護等経済的支援	043-484-6134
佐倉市福祉部 障害福祉課	障がいをお持ちの方に関する相談	043-484-4164
佐倉市教育部 指導課	児童虐待に関する学校との連携窓口	043-484-6185
佐倉市教育部 教育センター	教育相談、就学相談・発達相談	043-486-2400
佐倉市 教育電話相談室	児童生徒のひきこもりや不登校、発達障害などの相談	043-484-6611
くらしサポート センター佐倉	仕事や暮らしの困りごと相談	043-309-5483
男女平等参画推進センター ミウズ	女性のための相談	043-460-2580
佐倉市指定相談支援事業所 レインボー	【基幹相談支援事業所】 障がいをお持ちの方、特別な支援を必要とする子どもに関する福祉の地域相談窓口	043-463-1128
佐倉市指定相談支援事業所 アシスト		043-484-6392
いんば中核地域生活支援 センター　すけっと	地域の福祉総合相談窓口	043-308-6325
佐倉警察署　生活安全課	児童虐待の緊急対応窓口	043-484-0110
千葉県印旛児童相談所	児童虐待・児童相談等の県の相談機関 児童虐待相談・通告 24 時間	0476-94-7500 043-252-1152
児童相談所全国共通ダイヤル	児童虐待通報・児童相談等の受付 24 時間	189
千葉県女性ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ	ＤＶ相談(電話相談・24 時間年中無休)	043-206-8002

担当窓口	業務内容	電話番号
女性相談支援センター	生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻(電話相談・24 時間年中無休)	#8778
印旛健康福祉センター	ＤＶ相談 精神、こころの相談	043-483-0711 043-483-1136
千葉県こころセンター （精神保健福祉センター）	こころの電話相談 こころの健康に関する悩み相談	043-307-3360
児童家庭支援センター 子ども未来サポートセンター　やちよ	【児童家庭支援センター】 子育て、家族等の悩み相談、里親支援	047-409-5551
子ども家庭支援センター Sakura		043-420-8893
北総地区少年センター （千葉県警察）	20 歳未満の子の非行、家庭内暴力等の相談 （ヤング・テレホン 0120-783-497）	0476-23-1891
千葉県ヤングケアラー総合相談窓口　アトリエ	ヤングケアラー当事者、その家族、周囲の方からの相談	080-7480-7881
チャイルドライン千葉 子ども電話	18 歳までの子どもがかける子ども専用電話 （毎日 16:00～21:00）	0120-99-7777
子どもの人権 110 番	児童虐待やいじめなどの子ども人権相談 （月～金 8:30～17:15　年末年始祝祭日を除く）	0120-007-110

令和 7 年度　児童虐待防止活動のまとめ

《表紙　イラスト》
佐倉市 ヤングケアラー啓発動画
『教えてヤングケアラーのこと』より抜粋
【動画 URL】
https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/kodomokateika/jidosodan/17804.html
【動画 QR コード】

発行日　令和 8 年 11 月
製　作　佐倉市役所　こども支援部
こども家庭課　家庭児童相談班
〒285-8501
佐倉市海隣寺町 97 番地
電話　043-484-6263